

新株式発行並びに
株式売出届出目論見書
平成25年10月



株式会社 ライドオン・エクスプレス

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式380,375千円(見込額)の募集及び株式1,414,100千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式279,240千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成25年10月28日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ライドオン・エクスプレス

東京都港区三田三丁目5番27号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当箇所をご参照ください。

1. 事業の内容

当社は、「ご家庭での生活を『もっと美味しく、もっと便利に』」をテーマに、寿司や釜飯などの調理済食材を中心とした宅配事業を、直営及びフランチャイズにてチェーン展開しております。

主な宅配事業は、宅配寿司「銀のさら」／宅配御膳「釜寅」／宅配弁当「銀のお弁当」／提携レストランの宅配代行サービス「ファインダイン」となります。

直営店舗（「ファインダイン」以外）においては、仕入先より食材等を仕入れて店舗で調理を行い、調理済食材をお客様に宅配しております。「ファインダイン」においては、提携レストランの料理をお客様に宅配代行しております。またフランチャイズ店舗においては、加盟企業に対してフランチャイズ契約に基づき、商標及び運営ノウハウの提供、食材等の販売を行い、対価としてロイヤルティ収入、加盟金収入、食材販売収入等を受領しております。

◎ 主な宅配ブランド



FC
286店

直営
76店



銀のさら 宅配メニュー



「おいしいお寿司をもっと身近に」をコンセプトに、クオリティにこだわった商品をお手ごろな価格で提供しております。

食材におきましては、350を超える店舗にて使用する食材の一括仕入れにより、鮮度の良い品質にこだわったネタを安定的に安価に調達することに努めております。



各種寿司ネタ



一貫一貫お作りしています



瑞穂5人前



お寿司の配達



FC
123店

直営
59店

釜飯形式の炊き込みご飯を薬味・だし汁・漬物と一緒に御膳形式で提供しております。また、薬味を添えたり、お茶漬けにして食べるなど従来の釜飯の概念とは異なる「新しい食べ方の提案」により差別化を図っております。



すべてセットでお届けします



御膳形式で提供しております

銀のお弁当

直営
9店

美味しさ、栄養、カロリーをバランスよく構成したお弁当・惣菜をお届けしております。バリエーション豊かなメニューは、シニア層のみならず、食事の内容に気をを使う方々にもご利用いただいております。また、宅配寿司「銀のさら」店舗と複合化することにより、「銀のさら」のネタである生魚を用いた寿司メニューも提供しております。



銀のおかず献立例



複合化出店によりお寿司もお届けしております

◎ 宅配代行ブランド

fineDine

ファインタイン

直営
7店

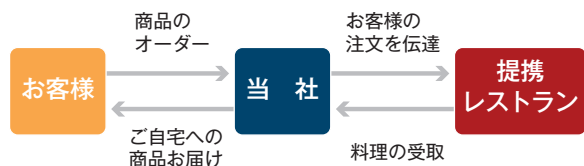


ファインタイン 宅配メニューブック



自社ブランド運営において培ったデリバリー及び販売促進のノウハウを生かし、提携レストランの宅配代行を行う店舗を展開しております。

提携レストラン向けには、宅配機能を持たないレストランに代わって、料理をお客様にお届けするサービスであり、また、紙・WEB媒体における効果的な情報発信を消費者全般に向けて行うことによるレストランの広告宣伝機能も担っております。

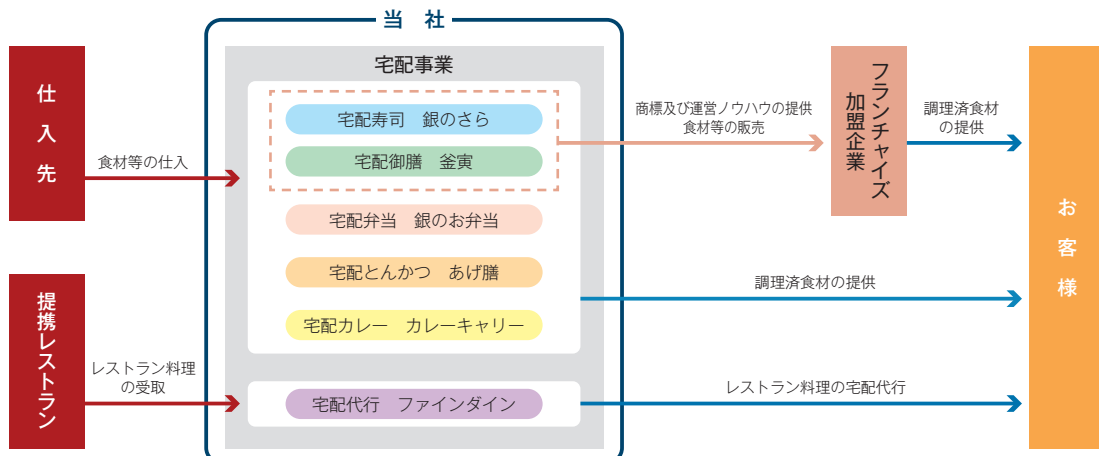


■ ジャンル別提携レストラン店舗数*

ジャンル	店舗数	ジャンル	店舗数
洋食	37	お好み焼き	13
和食	59	とんかつ	12
中華／ラーメン	40	ハンバーガー	11
イタリアン	18	焼肉	16
エスニック	42	合計	248

※平成25年9月30日時点

◎ 事業系統図



◎ 宅配事業の特徴

① 物件取得費、設備投資が抑えられる。

お客様の来店を想定しておらず、宅配拠点の立地優位性を追求する必要がないため、物件確保が容易で、物件取得費、設備投資が抑えられるといった利点があります。



銀のさら店舗外観



店内の様子

② 売上の最大化を図ることができる。

店舗面積や席数といった制限がないため繁忙期には、アルバイト、配達車両の調整を行い、積極的に販売促進活動を行うことによって売上の極大化を図ることが可能な事業であります。



アルバイトの活用



配達用バイク

③ 顧客データベースを保有することができる。

配達にはお客様のお名前、ご住所などを受注システムに登録する必要がある為、顧客情報や注文履歴といった顧客データベース（ビッグデータ※）を保有することができます。これらの情報を連動することにより、お客様ごとの嗜好性や店舗状況を逐次把握・分析することが可能となっております。

※巨大で複雑なデジタルデータの集積のこと。



受注システムへのデータ入力



WEB受注サイトのお客様情報入力画面

④ 費用対効果の高い販促活動が実施できる。

長年に亘って培った宅配事業ノウハウと顧客データベースによって、宅配メニューやチラシ等の効率的な配布や、ダイレクトメール、メールマガジン送信、お客様のお誕生日やイベントに合わせたアプローチといったOne to Oneマーケティング活動等、費用対効果の高い販売促進活動が実施できます。

注文から販売促進活動までの流れは下図のようになっております。



お誕生日のダイレクトメール



販売促進会議



● 複合化戦略について

宅配事業の特性を生かして、当社は、ひとつの拠点に複数の店舗（※）を出店するという「複合化戦略」を促進しております。

「複合化戦略」とは、例えば、宅配寿司「銀のさら」が出店されている拠点に、宅配御膳「金寅」など別の店舗を出店するといった、1つの拠点で複数の店舗を運営する出店戦略となります。

○ 複合化戦略のメリット

- ・ 1 拠点における売上の拡大
- ・ 出店設備投資の抑制
- ・ 物件・設備の共有
- ・ 顧客データベースの店舗間での相互活用

※拠点と店舗について

当社チェーンでは、商品を宅配するための事業所を全国に配置しており、これを「拠点」と呼んでおります。

また、消費者に提供するメニューの種類ごとに設置される設備（宅配寿司「銀のさら」や宅配御膳「金寅」等）、及び「ファインダイニング」における消費者が選ぶことのできる提携レストランのラインナップ（メニュー）毎の配送機能を「店舗」と呼び、一つの「拠点」に複数の「店舗」を設置することがあります。



複合化店舗外観

● 出店の状況

平成25年9月30日時点において、店舗数562店舗（直営店153店舗、F C店409店舗）、拠点数368拠点（直営店81拠点、F C店287拠点）を展開しております。

ブランド名	店舗数 (平成25年9月30日)		
	直営店	F C店	合計
銀のさら	76	286	362
金寅	59	123	182
銀のお弁当	9	—	9
あげ膳	1	—	1
カレーキャリー	1	—	1
ファインダイニング	7	—	7
合計	153	409	562

中国・四国

岡山県/広島県/島根県/山口県
愛媛県/香川県/高知県/徳島県
銀のさら 22店
金寅 7店

中部

新潟県/石川県/福井県/富山県/岐阜県
長野県/愛知県/静岡県/山梨県/三重県
銀のさら 54店
金寅 22店

北海道・東北

北海道/秋田県/岩手県
山形県/宮城県/福島県
銀のさら 24店
金寅 14店

九州・沖縄

福岡県/佐賀県/長崎県/大分県
熊本県/宮崎県/鹿児島県/沖縄県
銀のさら 24店
金寅 14店

関東

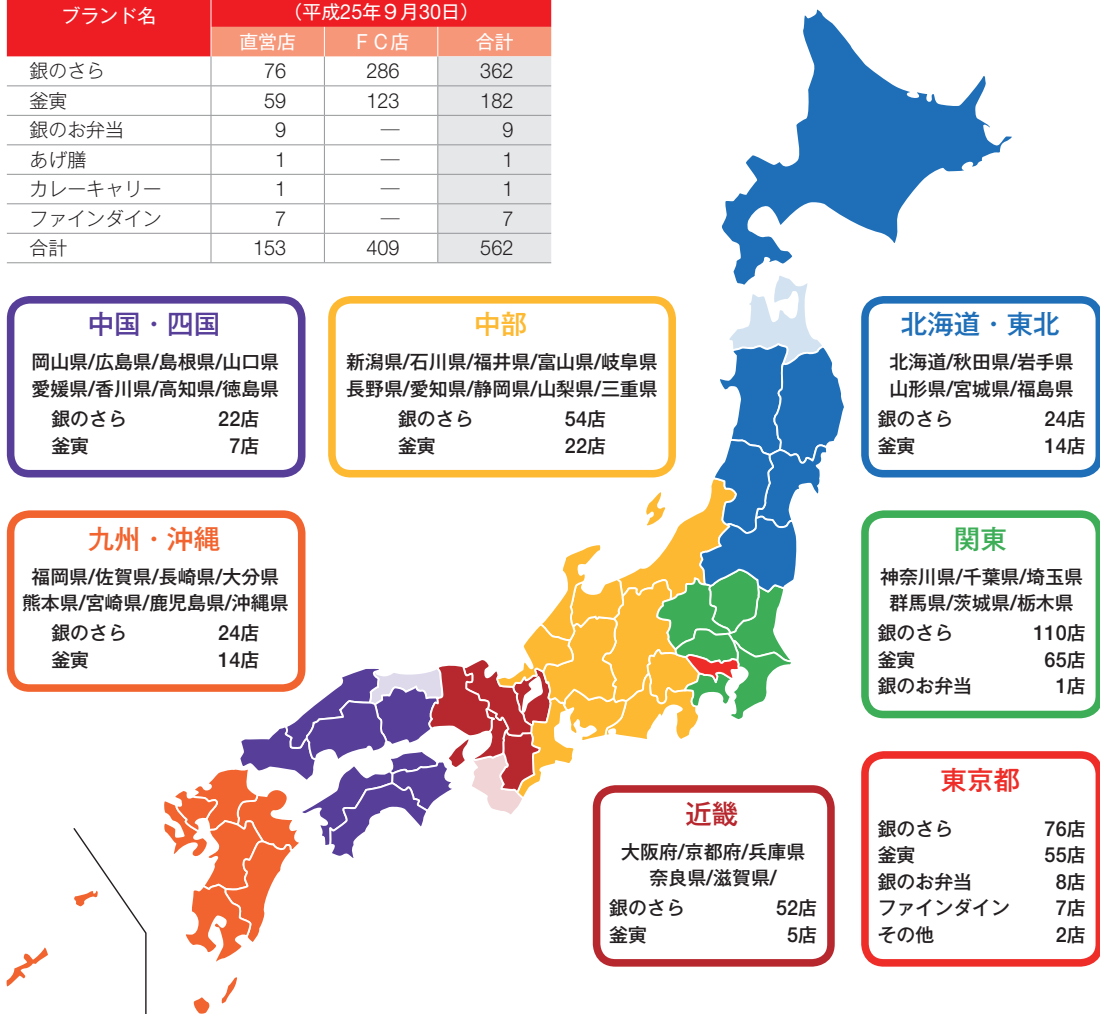
神奈川県/千葉県/埼玉県
群馬県/茨城県/栃木県
銀のさら 110店
金寅 65店
銀のお弁当 1店

近畿

大阪府/京都府/兵庫県
奈良県/滋賀県/
銀のさら 52店
金寅 5店

東京都

銀のさら 76店
金寅 55店
銀のお弁当 8店
ファインダイニング 7店
その他 2店

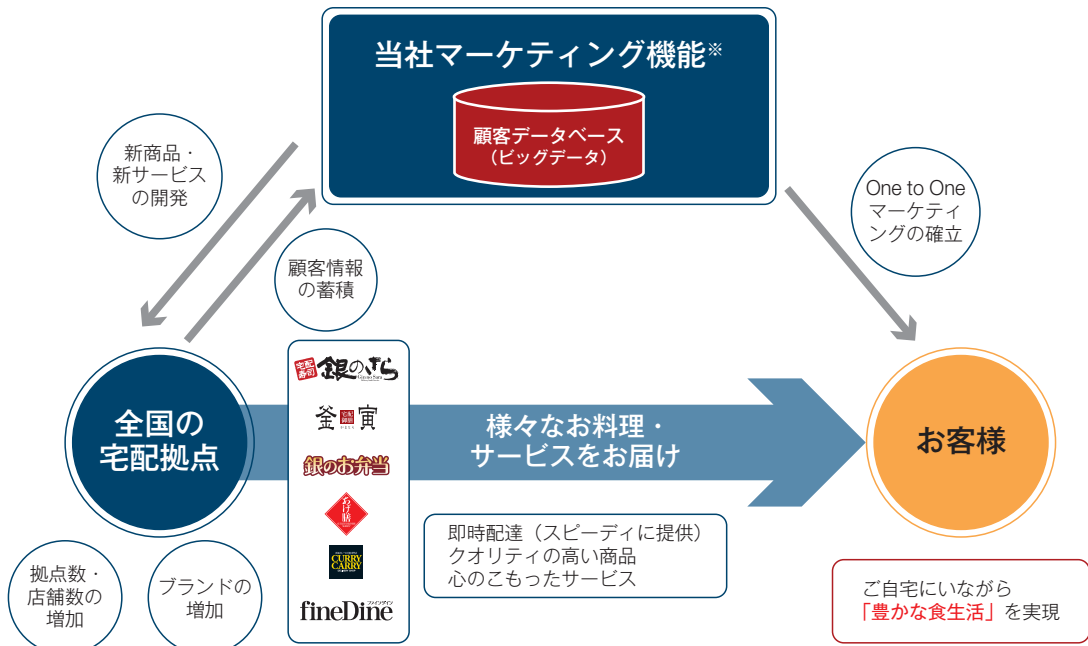


2. 当社の今後の取り組み

当社は「ビジネスを通じ、相手の幸せが自らの喜びと感ずる境地を目指す」という企業理念に基づき、お客様の「ご家庭での生活を『もっと美味しく、もっと便利に』」を実現していくことが、当社の使命であると認識しております。

全国の宅配拠点（デリバリー）ネットワーク、事業活動において構築した顧客データベース（ビッグデータ）、One to Oneマーケティングによる販売促進ノウハウ等をさらに強化し、より多くのお客様に、様々な美味しいお料理・サービスを提供することによって、誰もがご自宅にいながらにして「豊かな食生活」を実現できるといった『新しい価値』を創造するために、食を中心とした宅配事業の展開を基本戦略とし、事業活動に邁進してまいります。

◎ 基本戦略（デリバリーネットワーク戦略）概念図



※当社は宅配事業ならではの注文履歴をはじめとした、多様な顧客情報を保有しておりますので、これらを基に分析や定期的な調査活動を行っております。

◎ 拠点数の増加及び店舗数の増加について

直営店、FC店共に拠点数の増加及び既存拠点での別ブランドの新規出店を促進してまいります。

また、既存ブランドのみならず複合化による収益性の強化が可能な宅配ブランドを増やしていくことも検討し、店舗数の増加を進めてまいります。

◎ システムの強化について

当社においては主なシステムを自社にて開発、構築しております。

今後も店舗運営の効率化、戦略立案における精度の高い分析、お客様にとっての利便性等を向上するためにも、システムの強化に取り組んでまいります。

◎ 新商品及び新サービスの開発について

今後拡大するシニア層のニーズを把握するための調査活動を実施し、顧客のニーズを喚起する新商品の投入、メニューの改訂等に取り組んでまいります。

長期的には、事業活動において構築した顧客データベース、販売促進ノウハウ、全国に広がる宅配拠点を活用した、通販や小売などの新たなサービスを検討してまいります。

◎ 販売促進活動について

今後の更なるサービス力・売上の向上のためにも、顧客データベース（ビッグデータ）を基に、WEBを活用したOne to Oneマーケティング手法を確立すべく取り組んでまいります。

3. 業績等の推移

◎ 主要な経営指標等の推移

回次		第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期 第1四半期
決算年月		平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成25年6月
売上高	(千円)	12,681,439	12,159,941	12,866,916	14,684,397	16,133,055	3,704,051
経常利益	(千円)	226,396	351,471	252,806	335,537	533,065	179,975
当期（四半期）純利益又は 当期純損失（△）	(千円)	43,955	△66,315	50,835	71,871	230,348	98,301
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	—	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	291,856	291,856	291,856	312,856	325,856	463,114
発行済株式総数	(株)	16,500	16,500	16,500	16,500	16,700	—
純資産額	(千円)	690,295	558,226	597,514	701,962	958,003	1,327,756
総資産額	(千円)	3,507,463	3,573,146	3,723,595	4,463,572	4,307,274	4,203,265
1株当たり純資産額	(円)	41,284.62	34,298.80	37,002.45	211.80	285.92	—
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期（四半期）純利益金額 又は当期純損失金額（△）	(円)	2,663.99	△4,031.33	3,212.34	22.41	69.17	26.99
潜在株式調整後 1株当たり当期（四半期）純利益金額	(円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	19.4	15.3	15.7	15.7	22.2	31.6
自己資本利益率	(%)	6.7	—	9.0	11.2	27.9	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	783,815	829,823	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△465,615	△485,998	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△68,332	△382,268	—
現金及び現金同等物の 期末（四半期末）残高	(千円)	—	—	—	1,204,960	1,166,517	—
従業員数 (ほか、平均臨時雇用人員)	(名)	268 (362)	252 (376)	245 (375)	258 (428)	284 (545)	—

(注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 当社は第8期及び第9期について、子会社が1社存在するものの、損益等からみて重要性が乏しいため「持分法を適用した場合の投資利益」については記載しておりません。また、第10期以降については、子会社及び関連会社がありませんので「持分法を適用した場合の投資利益」については記載しておりません。

4 平成25年8月14日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行い、発行済株式総数は4,245,000株となっております。

5 第8期、第10期、第11期、第12期及び第13期第1四半期の潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

6 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

7 第9期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

8 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

9 当社は第11期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第8期から第10期までのキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。

10 従業員数は就業員数であり、〔 〕内に年間の平均臨時雇用者数を外数で記載しております。

11 第11期及び第12期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、優成監査法人により監査を受けておりますが、第8期、第9期及び第10期の財務諸表については、監査を受けておりません。第13期第1四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、優成監査法人の四半期レビューを受けております。

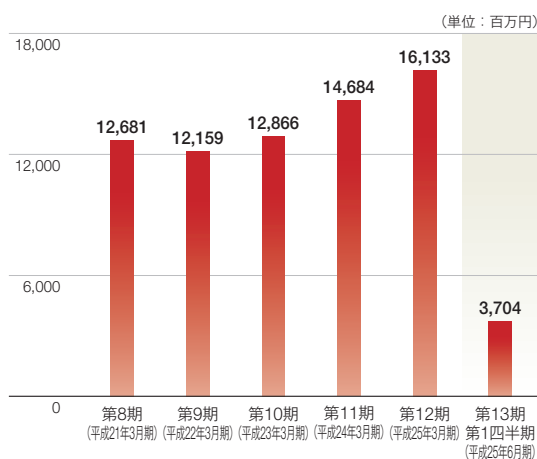
12 第9期の業績については、当社子会社でありましたファインダイン株式会社に対する債権に対し、347,494千円の貸倒引当金繰入額を特別損失に計上したこと等により、当期純損失となりました。なお、平成22年4月1日付けで、当社を存続会社、ファインダイン株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

13 第11期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱」（実務対応報告9号 平成22年6月30日）を適用しております。平成25年8月14日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行いました。上記会計基準の適用により第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。

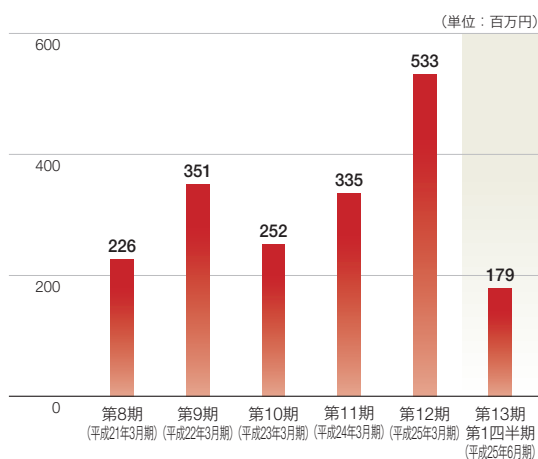
14 当社は、平成25年8月14日付で、普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第8期、第9期及び第10期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、監査を受けておりません。

回次		第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期 第1四半期
決算年月		平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成25年6月
1株当たり純資産額	(円)	206.42	171.49	185.01	211.80	285.92	—
1株当たり当期（四半期）純利益金額 又は当期純損失金額（△）	(円)	13.32	△20.16	16.06	22.41	69.17	26.99
潜在株式調整後 1株当たり当期（四半期）純利益金額	(円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

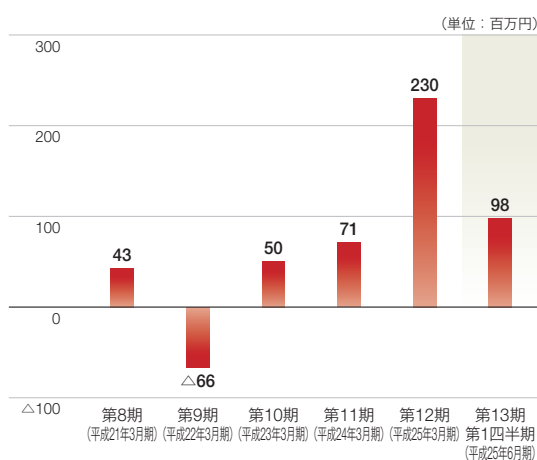
■ 売上高



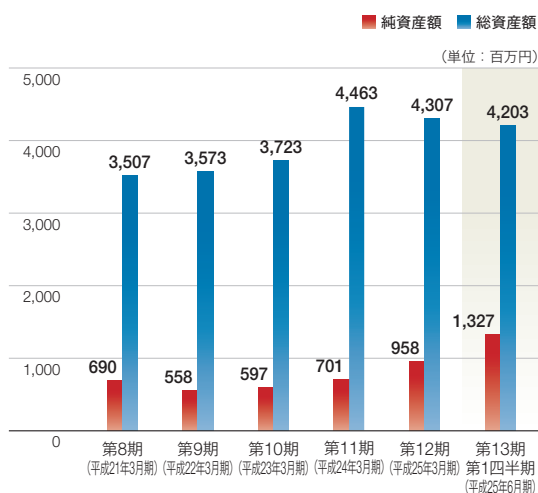
■ 経常利益



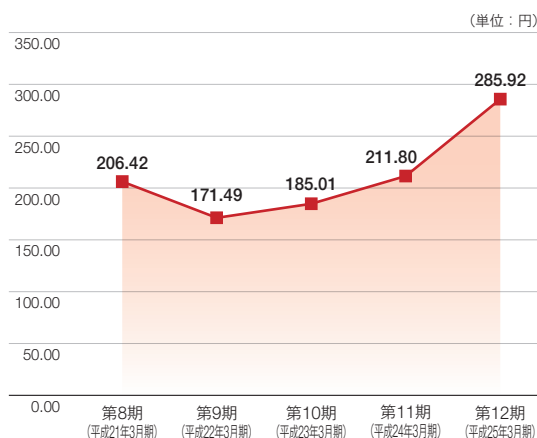
■ 当期（四半期）純利益又は 当期純損失（△）



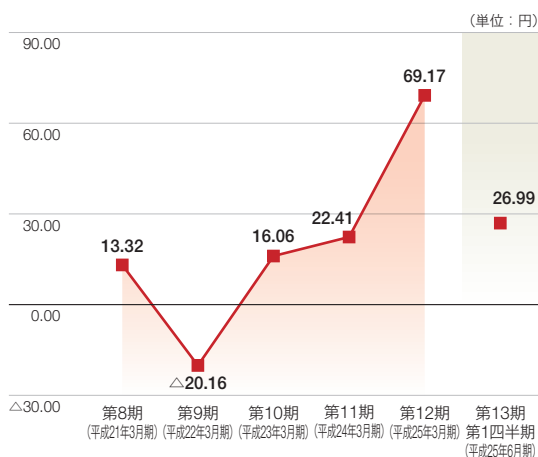
■ 純資産額／総資産額



■ 1株当たり純資産額



■ 1株当たり当期（四半期）純利益金額 又は当期純損失金額（△）



(注) 当社は、平成25年8月14日付で、普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」「1株当たり当期（四半期）純利益金額又は当期純損失金額（△）」の各グラフでは第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を表記しております。

目次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	13
第1 【企業の概況】	13
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	16
4 【関係会社の状況】	21
5 【従業員の状況】	21
第2 【事業の状況】	22
1 【業績等の概要】	22
2 【仕入及び販売の状況】	26
3 【対処すべき課題】	27
4 【事業等のリスク】	31
5 【経営上の重要な契約等】	35
6 【研究開発活動】	36
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	37
第3 【設備の状況】	40
1 【設備投資等の概要】	40
2 【主要な設備の状況】	40
3 【設備の新設、除却等の計画】	41

第4	【提出会社の状況】	42
1	【株式等の状況】	42
2	【自己株式の取得等の状況】	54
3	【配当政策】	54
4	【株価の推移】	54
5	【役員の状況】	55
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	57
第5	【経理の状況】	62
1	【財務諸表等】	63
第6	【提出会社の株式事務の概要】	119
第7	【提出会社の参考情報】	120
1	【提出会社の親会社等の情報】	120
2	【その他の参考情報】	120
第四部	【株式公開情報】	121
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	121
第2	【第三者割当等の概況】	123
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	123
2	【取得者の概況】	125
3	【取得者の株式等の移動状況】	126
第3	【株主の状況】	127

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月28日
【会社名】	株式会社ライドオン・エクスプレス
【英訳名】	RIDE ON EXPRESS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兼 CEO 江見 朗
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03 (5444) 3611
【事務連絡者氏名】	専務取締役 兼 CFO 渡邊 一正
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03 (5444) 3611
【事務連絡者氏名】	専務取締役 兼 CFO 渡邊 一正
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 380,375,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 1,414,100,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 279,240,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	250,000 (注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成25年10月28日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成25年11月13日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、平成25年10月28日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式156,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成25年11月22日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成25年11月13日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	250,000	380,375,000	205,850,000
計(総発行株式)	250,000	380,375,000	205,850,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成25年10月28日開催の取締役会決議に基づき、平成25年11月22日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,790円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は447,500,000円となります。
6. 本募集、ならびに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成25年11月25日(月) 至 平成25年11月28日(木)	未定 (注) 4	平成25年12月 2 日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成25年11月13日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、平成25年11月22日に引受価額と同時に決定する予定であります。仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。需要の申込みの受けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成25年11月13日開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成25年11月22日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成25年10月28日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成25年11月22日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成25年12月3日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、平成25年11月15日から平成25年11月21日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 秋葉原支店	東京都千代田区外神田三丁目16番8号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	250,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成25年12月2日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	250,000	—

(注) 1. 引受株式数については平成25年11月13日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成25年11月22日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
411,700,000	7,500,000	404,200,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,790円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額404,200千円については、「1 新規発行株式」の(注) 5. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限256,900千円と合わせて、新規開設を行う店舗の開設資金に225,857千円(平成26年3月期に45,000千円、平成27年3月期に89,571千円、平成28年3月期に91,285千円)、Web受注システム構築費用に101,192千円(平成26年3月期に44,049千円、平成27年3月期に38,095千円、平成28年3月期に19,047千円)、店舗運営システム構築費用に58,571千円(平成26年3月期に30,000千円、平成27年3月期に19,047千円、平成28年3月期に9,523千円)、社内インフラ整備に40,571千円(平成26年3月期に12,000千円、平成27年3月期に19,047千円、平成28年3月期に9,523千円)、残額は財務体質向上のため借入金の返済に充当する予定であります。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針です。

- (注) 設備資金の内容については、後記「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の頁をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成25年11月22日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	790,000	1,414,100,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 (株式会社ジャフコ内) ジャフコV2共有投資事業有限責任組合 516,900株
				東京都港区 江見朗 210,000株
				東京都千代田区大手町一丁目5番1号 (株式会社ジャフコ内) ジャフコV2-W投資事業有限責任組合 45,900株
				東京都千代田区大手町一丁目5番1号 (株式会社ジャフコ内) ジャフコV2-R投資事業有限責任組合 17,200株
計(総売出株式)	—	790,000	1,414,100,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,790円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 当社は、野村證券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、52,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
7. 本募集及び引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「第2 売出要項 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
8. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出 価格 (円)	引受 価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成25年 11月25日(月) 至 平成25年 11月28日(木)	100	未定 (注) 2	引受人の本 支店及び営 業所	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 いちよし証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区麹町二丁目4番地1 マネックス証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番 12号 岩井コスモ証券株式会社 大阪府大阪市中央区本町二丁目6番 11号 エース証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売

出価格決定日(平成25年11月22日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

6. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

8. 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	156,000	279,240,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 156,000株
計(総売出株式)	—	156,000	279,240,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少もしくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成25年10月28日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式156,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,790円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1	自 平成25年 11月25日(月) 至 平成25年 11月28日(木)	100	未定 (注) 1	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である江見朗(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は平成25年10月28日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式156,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式156,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注)1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2
(4)	払込期日	平成26年1月6日(月)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成25年11月13日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成25年11月22日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成25年12月3日から平成25年12月24日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人及び貸株人である江見朗、売出人であるジャフコV2 共有投資事業有限責任組合、ジャフコV2-W投資事業有限責任組合、ジャフコV2-R投資事業有限責任組合並びに当社株主である有限会社イーエムアイ、松島和之、渡邊一正、富板克行、水谷俊彦、赤木豊、岩部成善は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成26年3月2日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。また、当社新株予約権者は、元引受契約締結日から平成26年12月2日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、新株予約権の行使等を行わない旨合意しております。

さらに、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成26年5月31日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成25年10月28日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの期間中であっても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権利を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第 8 期	第 9 期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月
売上高 (千円)	12, 681, 439	12, 159, 941	12, 866, 916	14, 684, 397	16, 133, 055
経常利益 (千円)	226, 396	351, 471	252, 806	335, 537	533, 065
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	43, 955	△66, 315	50, 835	71, 871	230, 348
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	291, 856	291, 856	291, 856	312, 856	325, 856
発行済株式総数 (株)	16, 500	16, 500	16, 500	16, 500	16, 700
純資産額 (千円)	690, 295	558, 226	597, 514	701, 962	958, 003
総資産額 (千円)	3, 507, 463	3, 573, 146	3, 723, 595	4, 463, 572	4, 307, 274
1 株当たり純資産額 (円)	41, 284. 62	34, 298. 80	37, 002. 45	211. 80	285. 92
1 株当たり配当額 (内、1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額 (△) (円)	2, 663. 99	△4, 031. 33	3, 212. 34	22. 41	69. 17
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	19. 4	15. 3	15. 7	15. 7	22. 2
自己資本利益率 (%)	6. 7	—	9. 0	11. 2	27. 9
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	783, 815	829, 823
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△465, 615	△485, 998
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△68, 332	△382, 268
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	1, 204, 960	1, 166, 517
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	268 〔362〕	252 〔376〕	245 〔375〕	258 〔428〕	284 〔545〕

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は第 8 期及び第 9 期について、子会社が 1 社存在するものの、損益等からみて重要性が乏しいため「持分法を適用した場合の投資利益」については記載しておりません。また、第10期から第12期について、子会社及び関連会社がありませんので「持分法を適用した場合の投資利益」については記載しておりません。

4. 平成25年 8 月14日付で普通株式 1 株につき200株の株式分割を行い、発行済株式総数は4, 245, 000株となっております。

5. 第 8 期、第10期、第11期及び第12期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

6. 第 9 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

7. 第 9 期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

8. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

9. 当社は第11期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第8期から第10期までのキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業員数であり、〔 〕内に年間の平均臨時雇用者数を外数で記載しております。
11. 第11期及び第12期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、優成監査法人により監査を受けておりますが、第8期、第9期及び第10期の財務諸表については、監査を受けておりません。
12. 第9期の業績については、当社子会社でありましたファインダイナ株式会社に対する債権に対し、347,494千円の貸倒引当金繰入額を特別損失に計上したこと等により、当期純損失となりました。なお、平成22年4月1日付けで、当社を存続会社、ファインダイナ株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。
13. 第11期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告9号 平成22年6月30日）を適用しております。平成25年8月14日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行いました。上記会計基準の適用により第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
14. 当社は、平成25年8月14日付で、普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第8期、第9期及び第10期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、監査を受けておりません。

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
1株当たり純資産額 (円)	206.42	171.49	185.01	211.80	285.92
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額 (△)	13.32	△20.16	16.06	22.41	69.17
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

平成4年、岐阜県岐阜市にサンドイッチ店「サブマリン」（個人事業）を現代表取締役社長兼CEO江見朗、現取締役副社長兼COO松島和之が開業、平成7年に法人化し「株式会社サブマリン」を設立いたしました。株式会社サブマリンは、平成10年に宅配寿司事業に参入、名古屋地区を中心にフランチャイズ加盟店募集を開始し、平成12年に現在の宅配寿司「銀のさら」の商標を取得いたしました。

その後、平成13年7月31日に「銀のさら」のフランチャイズ加盟店募集を全国的に展開することを目的とし、株式会社サブマリンと、株式会社ベンチャー・リンク（現 株式会社C&I Holdings）との合弁会社として（現在は同社との資本関係及び取引関係はございません）、「株式会社レストラン・エクスプレス」を設立いたしました。

株式会社レストラン・エクスプレス（平成25年4月「株式会社ライドオン・エクスプレス」に社名変更）の沿革は次のとおりであります。

年 月	概 要
平成13年7月	株式会社レストラン・エクスプレスを資本金3,000万円で東京都墨田区に設立
平成13年10月	宅配寿司「銀のさら」フランチャイズ加盟店募集を開始
平成14年2月	研修センターを東京都墨田区に新設
平成14年3月	株式会社サブマリンの株式を全て取得し同社を100%子会社化する
平成14年4月	本社を東京都台東区に移転
平成14年10月	100%子会社である株式会社サブマリンを吸収合併
平成16年6月	宅配釜飯「釜寅」1号店を東京都北区に出店
平成17年10月	宅配寿司「銀のさら」・宅配釜飯「釜寅」複合店舗のフランチャイズ加盟店募集を開始
平成18年2月	「リトルアーティスト」の販売を開始
平成18年6月	ブランド名を宅配釜飯「釜寅」から宅配御膳「釜寅」に変更
平成18年12月	本社を東京都港区に移転
平成20年5月	研修センターを東京都港区に移転
平成20年7月	ファインダイン株式会社の株式を全て取得し同社を100%子会社化する
平成20年10月	宅配中華「ダイニングスクエア」事業を譲受
平成21年12月	ブランド名を宅配中華「ダイニングスクエア」から「上海スクエア」に変更
平成22年4月	100%子会社であるファインダイン株式会社を吸収合併
平成22年6月	宅配弁当「キッチンベル」1号店を東京都品川区に出店
平成23年3月	宅配とんかつ「あげ膳」、宅配カレー「カレーキャリー」1号店を神奈川県川崎市に出店
平成23年8月	店舗数500店舗達成
平成24年2月	宅配弁当「銀のお弁当」1号店を東京都墨田区に出店
平成24年7月	研修センターを移転し本社に併設
平成25年3月	宅配中華「上海スクエア」事業を譲渡
	宅配弁当「キッチンベル」を宅配弁当「銀のお弁当」に統合
平成25年4月	社名を「株式会社ライドオン・エクスプレス」に変更

3 【事業の内容】

当社は、「ご家庭での生活を『もっと美味しく、もっと便利に』」をテーマに、寿司や釜飯などの調理済食材を中心とした宅配事業を、直営及びフランチャイズにてチェーン展開しております。

また、その他事業として、お子様の絵や落書きを基にデザイナーがアート作品を創作し、額装してお届けするサービスを行っている「リトルアーティスト」を展開しております。

(1) 宅配事業について

宅配事業としては、宅配寿司「銀のさら」／宅配御膳「釜寅」／宅配弁当「銀のお弁当」／宅配とんかつ「あげ膳」／宅配カレー「カレーキャリー」／提携レストランの宅配代行サービス「ファインダイン」を展開しております。

直営店舗（「ファインダイン」以外）においては、仕入先より食材等を仕入れて店舗で調理を行い、調理済食材をお客様に宅配しております。「ファインダイン」においては、提携レストランの料理をお客様に宅配代行しております。またフランチャイズ店舗においては、加盟企業に対してフランチャイズ契約に基づき、商標及び運営ノウハウの提供、食材等の販売を行い、対価としてロイヤルティ収入、加盟金収入、食材販売収入等を受領しております。

当社の宅配事業は外食産業のようにお客様の来店を想定しておらず、宅配拠点の立地優位性を追求する必要がないため、物件確保が容易で、物件取得費、設備投資が抑えられるといった利点があります。また、店舗面積や席数といった制限がないため繁忙期には、アルバイト、配達車両の調整を行い、積極的に販売促進活動を行うことによって売上の極大化を図ることが可能な事業であります。

お客様からの注文においては、電話及びWEBサイトより受け付けますが、その際、配達のためにお客様のお名前、ご住所などを受注システムに登録する必要がある為、顧客情報や注文履歴といった顧客データベース（ビッグデータ（※1））を保有することができます。これらの情報を連動することにより、お客様ごとの嗜好性や店舗状況を逐次把握・分析することが可能となっております。

このような特性を生かして、当社は、ひとつの拠点に複数の店舗（※2）を出店するという「複合化戦略」を促進しております。「複合化戦略」とは、例えば、宅配寿司「銀のさら」が出店されている拠点に、宅配御膳「釜寅」など別の店舗を出店するといった、1つの拠点で複数の店舗を運営する出店戦略となります。この戦略により、1拠点における売上の拡大、出店設備投資の抑制、物件・設備の共有、顧客データの店舗間での相互活用が可能となるため、設備費、人件費、販促費を抑えております。

また、これまで長年に亘って培った宅配事業ノウハウと顧客データベースによって、宅配メニューやチラシ等の効率的な配布や、ダイレクトメール、メールマガジン送信、お客様のお誕生日やイベントに合わせたアプローチといった、One to Oneマーケティング活動等、費用対効果の高い販売促進活動を実施しております。

※1 巨大で複雑なデジタルデータの集積のこと。

※2 拠点と店舗について

当社チェーンでは、商品を宅配するための事業所を全国に配置しており、これを「拠点」と呼んでおります。また、消費者に提供するメニューの種類ごとに設置される設備（宅配寿司「銀のさら」や宅配御膳「釜寅」等）、及び「ファインダイン」における消費者が選ぶことのできる提携レストランのラインナップ（メニュー）毎の配送機能を「店舗」と呼び、一つの「拠点」に複数の「店舗」を設置することがあります。

各ブランドの特徴は以下のとおりであります。

①宅配寿司「銀のさら」

宅配寿司「銀のさら」では、「おいしいお寿司をもっと身近に」をコンセプトに、クオリティにこだわった商品をお手ごろな価格で提供しております。

食材におきましては、350を超える店舗にて使用する食材の一括仕入れにより、鮮度の良い品質にこだわったネタを安定的に安価に調達することに努めております。また、冷凍食材の使用においては、宅配寿司業界では当社のみ独占的に使用可能な（※）高電場解凍機を用いることによって、解凍時にうまみ成分が流れ出るのを抑えております。このように冷凍魚を鮮魚に近い状態に解凍することによって、短時間で高品質な状態のお寿司をお届けすることができます。

また、商品の品質を一定に保つために、調理技術の教育機関である研修センターにおいて、技術の向上に努めております。

※銀のさらチェーンに導入することを前提条件として、宅配寿司業界における独占的利用の権利を得ております。

②宅配御膳「釜寅」

宅配御膳「釜寅」では、釜飯形式の炊き込みご飯を薬味・だし汁・漬物と一緒に御膳形式で提供しております。また、薬味を添えたり、お茶漬けにして食べるなど従来の釜飯の概念とは異なる「新しい食べ方の提案」により差別化を図っております。全自動釜めし炊飯器の使用により調理工程を簡略化し、また、蒸らしの工程を配達時間に行うため、小スペース・少人数で店舗を運営することができます。

宅配御膳「釜寅」を宅配寿司「銀のさら」と複合化することにより、経営資源の有効活用を図りながら、特別な日のお食事から普段のお食事まで、消費者のより広範囲なニーズに応えております。

③宅配弁当「銀のお弁当」

宅配弁当「銀のお弁当」では、美味しさ、栄養、カロリーをバランスよく構成したお弁当・惣菜をお届けしております。バラエティ豊かなメニューは、シニア層のみならず、食事の内容に気を使う方々にもご利用いただいております。

「銀のお弁当」を、宅配寿司「銀のさら」の店舗と複合化することにより、「銀のさら」のネタである生魚を用いて、寿司メニューを提供するなど、当社ならではの特徴を生かして同業他社との差別化を図っております。

④宅配とんかつ「あげ膳」

宅配とんかつ「あげ膳」では、素材にこだわり、揚げることこだわったとんかつを1人前の折詰にお弁当形式でお届けしております。注文を受けてから揚げ、お届け時間が一番美味しい時間になるよう計算された商品は、個人のお客様のみならず、法人のお客様にもご利用いただいております。

⑤宅配カレー「カレーキャリー」

宅配カレー「カレーキャリー」では、こだわりの素材を使用し手間をかけて作成したカレールーをベースに、様々なトッピング、辛さの選択により、幾通りもの味わいが楽しめるカレーをご提供しております。

⑥提携レストランの宅配代行サービス「ファインダイン」

提携レストランの宅配代行サービス「ファインダイン」では、自社ブランド運営において培ったデリバリー及び販売促進のノウハウを生かし、提携レストランの宅配代行を行う店舗を展開しております。

「ファインダイン」は、提携レストラン及びお客様の双方に向けたサービスを提供しております。提携レストラン向けには、宅配機能を持たないレストランに代わって、お客様より注文を受け、料理をお届けするサービスであり、また、紙・WEB媒体における効果的な情報発信を消費者全般に向けて行うことによるレストランの広告宣伝機能も担っております。

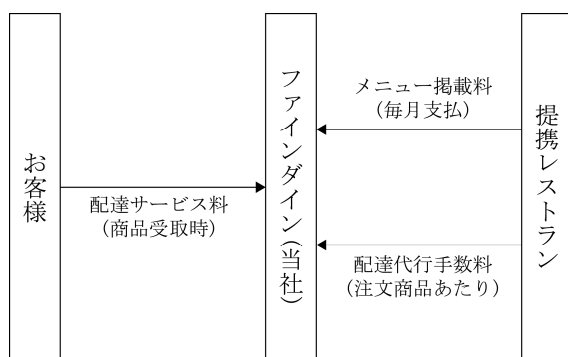
お客様にとっては、通常ご家庭で食することのない当社が厳選した様々なジャンルのレストランの料理を、ご家庭にしながら楽しんでいただくためのサービスとなります。お客様の気分にあわせてレストランや料理をご紹介するなどきめ細やかな対応で、ワンランク上の日常のお食事からパーティー利用まで様々な場面でご利用いただいております。

「ファインダイン」の収入は、提携レストランからの宅配メニュー・WEBサイト掲載料、注文毎の配達代行手数料、及びお客様からの配達サービス料からなっております。

[ジャンル別 提携レストラン店舗数]

ジャンル	レストラン店舗数 (平成25年9月30日)
洋食	37
和食	59
中華／ラーメン	40
イタリアン	18
エスニック	42
お好み焼き	13
とんかつ	12
ハンバーガー	11
焼肉	16
合 計	248

[ファインダイン 手数料等の流れ]



店舗数は、以下のとおりであります。

[ブランド別 店舗数]

ブランド名	店舗数 (平成25年9月30日)		
	直営店	F C店	合計
銀のさら	76	286	362
釜寅	59	123	182
銀のお弁当	9	—	9
あげ膳	1	—	1
カレーキャリー	1	—	1
ファインダイン	7	—	7
合 計	153	409	562

[地域別 店舗数]

地域名	店舗数 (平成25年9月30日)		
	直営店	F C店	合計
北海道・東北	8	30	38
関東	95	229	324
中部	30	46	76
近畿	—	57	57
中国・四国	8	21	29
九州・沖縄	12	26	38
合 計	153	409	562

[地域別 ブランド別店舗数]

地域名	ブランド別店舗数 (平成25年9月30日)					
	銀のさら	釜寅	銀のお弁当	ファインダイン	その他	合計
北海道・東北	24	14	—	—	—	38
関東（東京都除く）	110	65	1	—	—	176
東京都	76	55	8	7	2	148
中部	54	22	—	—	—	76
近畿	52	5	—	—	—	57
中国・四国	22	7	—	—	—	29
九州・沖縄	24	14	—	—	—	38
合 計	362	182	9	7	2	562

拠点数は、以下のとおりであります。

[地域別 拠点数]

地域名	拠点数 (平成25年9月30日)		
	直営店	F C店	合計
北海道・東北	5	19	24
関東	46	146	192
中部	19	35	54
近畿	—	52	52
中国・四国	4	18	22
九州・沖縄	7	17	24
合 計	81	287	368

※店舗数が拠点数を上回るのは、当社では、ひとつの拠点に複数の店舗を出店している場合があるためです。

過年度における店舗数・拠点数は、以下のとおりであります。

[過年度 店舗数/拠点数]

店舗/拠点		平成21年 3月期	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成25年 3月期
店舗数	直営店	89	79	101	127	147
	F C店	336	374	385	405	415
	合 計	425	453	486	532	562
拠点数	直営店	59	51	62	73	77
	F C店	257	270	278	291	293
	合 計	316	321	340	364	370

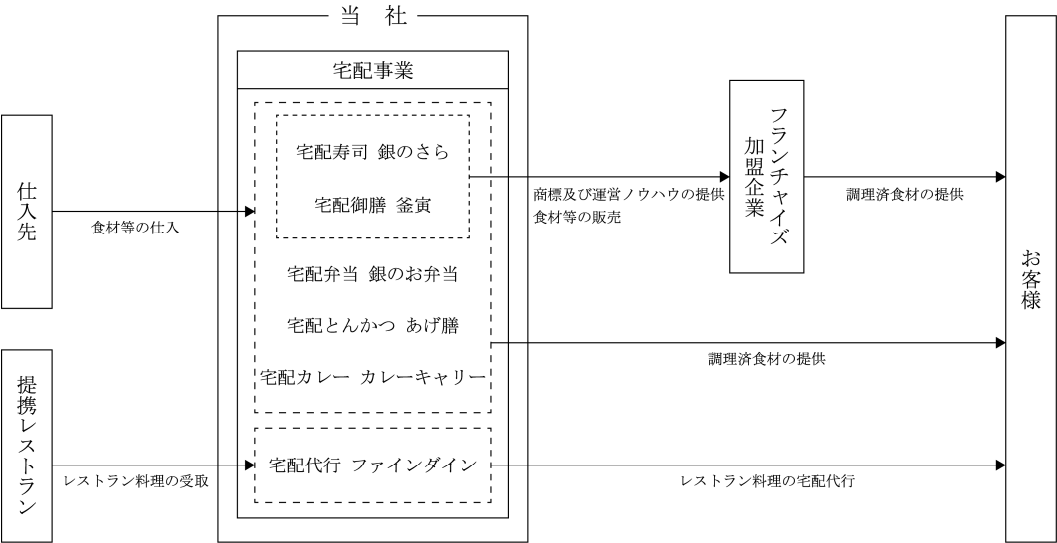
(2) その他事業について

その他事業として、お子様の絵や落書きを基にデザイナーがアート作品を創作し、額装してお届けするサービスを行っている「リトルアーティスト」を展開しております。その時々にはしか描くことのできないお子様の絵を、ご自宅で永年飾ることのできるアート作品に創りあげるため、主としては小さいお子様のいるご家族にご利用いただいております。

WEBでの個人消費者向けの展開に加え、住宅関連企業等における様々なプロモーション商材等として活用いただいております。

事業の系統図は以下のとおりであります。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成25年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
293 [561]	33.3	4.5	4,555

事業部門の名称	従業員数(名)
宅配事業	289 [559]
その他事業	4 [2]
合計	293 [561]

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第12期事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当事業年度における我が国経済は、欧州債務問題や新興国の成長鈍化等における世界経済の減速を背景に厳しい状況で推移いたしました。年末には新政権による経済政策への期待感から円安や株高が進行し、輸出企業を中心に業績の改善が見込まれるとともに、個人消費も回復の兆しが見え始めましたが、景気の先行きは依然として不透明な状況となっております。

当社の属する宅配食市場におきましては、消費者の生活防衛意識は依然として根強く、食の安全に対する懸念や食材価格の高騰等、企業を取り巻く環境は一般に厳しい状況が続いている一方で、引き続き、高齢化社会の進展、女性の社会進出、小規模世帯の増加、インターネットの普及等により、今後も堅調に推移すると考えられます。

このような状況の下、当社は「ご家庭での生活を『もっと美味しく、もっと便利に』」をテーマに、調理済食材を中心とした宅配事業の展開を基本戦略とし、積極的な出店を促進してまいりました。当社においては、1つの拠点に複数のブランドを出店する「複合化戦略」の基で、店舗数を増加するとともに、お客様に支持される価値ある商品づくりに取り組み、顧客の獲得、収益構造の強化を図ってまいりました。また、仕入における営業努力により原価率が改善され、その結果、当事業年度の業績は、売上高は16,133百万円（前年同期比9.9%増）となり、営業利益は541百万円（前年同期比56.3%増）、経常利益は533百万円（前年同期比58.9%増）となりました。

また、店舗減損に伴う減損損失51百万円、加盟契約店舗を直営化する際に生じた加盟店舗買取損15百万円、事業撤退損失13百万円など特別損失合計で91百万円を計上し、税引前当期純利益は、457百万円（前年同期比105.9%増）、当期純利益は、230百万円（前年同期比220.5%増）となりました。

事業ごとの業績は以下のとおりです。

① 宅配事業

F Cを含むチェーン全体の店舗数においては、宅配寿司「銀のさら」を15店舗（直営店4店舗、F C店11店舗）、宅配御膳「釜寅」を34店舗（直営店22店舗、F C店12店舗）、宅配弁当「銀のお弁当」を3店舗（直営店）、宅配代行業態「ファインダイン」を1店舗（直営店）出店いたしました。また、直営とF Cの区分が変更されたことにより、直営店は、「銀のさら」7店舗、「釜寅」5店舗の純増となっております。

宅配中華「上海スクエア」事業においては、経営資源のより効果的な配分を検討した結果、平成25年3月に事業の譲渡を行い、8店舗（直営店7店舗、F C店1店舗）閉店いたしました。それに伴い、複合出店してありました宅配御膳「釜寅」3店舗、宅配とんかつ「あげ膳」5店舗、宅配カレー「カレーキャリー」5店舗を閉店いたしました。

これにより当事業年度末における店舗数は562店舗（直営店147店舗、F C店415店舗）、拠点数は370拠点（直営店77拠点、F C店293拠点）となりました。

店舗数・拠点数の推移は、以下のとおりであります。

〔店舗数の推移〕

区分	ブランド	前事業 年度末	新規 出店	閉店	統合 (注)	区分変更 (注)		当事業 年度末
						増加	減少	
直営	銀のさら	61	4			11	△ 4	72
	釜寅	35	22	△ 4		8	△ 3	58
	銀のお弁当	2	3		4			9
	ファインダイン	5	1					6
	その他	24		△18	△ 4			2
	直営合計 店舗数	127	30	△22	－	19	△ 7	147
F C	銀のさら	288	11			4	△11	292
	釜寅	116	12			3	△ 8	123
	その他	1		△ 1				－
	F C 合計 店舗数	405	23	△ 1		7	△19	415
チェーン合計 店舗数		532	53	△23	－	26	△26	562

(注) 区分変更における「銀のさら」「釜寅」の直営店舗の増加は、主にF C店舗が閉店したエリアに直営店舗が出店したことによるものであり、F C店舗の増加とは、直営店舗の加盟店への売却によるものです。なお、統合における増減は「銀のお弁当」と「キッチンベル」とのブランド統合によるものであります。

〔拠点数の推移〕

拠点	前事業 年度末	拠点 開設	拠点 閉鎖	統合 (注)	区分変更		当事業 年度末
					増加	減少	
直営 拠点数	73	4	△ 6	△ 1	11	△ 4	77
F C 拠点数	291	11	△ 1	△ 1	4	△11	293
チェーン合計 拠点数	364	15	△ 7	△ 2	15	△15	370

(注) 統合における減少は、「釜寅」単一店舗を同エリアの「銀のさら」店舗と統合することにより、拠点数が減少したことによるものであります。

宅配寿司「銀のさら」、宅配御膳「釜寅」の商品戦略としましては、例年実施しております、大トロ、うなぎ等の人気の高い食材を使用したキャンペーンの実施、高級食材を使用した年末年始限定商品の導入、地域メニューの改訂等により、お客様にご満足いただける商品の提供に努めてまいりました。販売戦略としましては、テレビコマercialやメディアを通じた認知度向上・販売促進活動を積極的に展開するとともに、WEBを活用したCRM (※) の確立に向けて、自社運営サイトにおける会員獲得キャンペーン、WEB限定プレゼントキャンペーン、及びクーポン配信等の施策を実施いたしました。また、店舗オペレーションの効率化に向けて受注・管理システムの刷新をすすめております。

※Customer Relationship Managementの略。顧客接点での情報を統合管理し、顧客との長期的な関係性を構築、製品・サービスの継続的な利用を促すことで収益の拡大を図るマーケティング手法。

宅配弁当「銀のお弁当」においては、顧客のニーズに応えるべく、商品構成、サービス、販売促進の見直し、改善を行い、新規顧客獲得・リピート促進に努めてまいりました。また、要介護者向けサービスである「キッチンベル」においては、同じ配食サービスである宅配弁当「銀のお弁当」と一つの店舗にて運営が可能であり、また、効率的であるとの判断のもと、平成25年3月末に両ブランドを「銀のお弁当」として統合いたしました。

宅配代行業態であります「ファインダイン」においては、新しいシステムを本格的に稼働したことにより、デリバリーの工数削減を実現しております。また、提携レストランの新規獲得に向けた営業活動の強化、店舗における生産性の向上に向けた活動を実施してまいりました。

これらの施策の結果、宅配事業における当事業年度の売上高は16,109百万円（前年同期比10.1%増）となりました。

② その他事業

その他の事業として展開しておりましたクリーニング事業を平成23年9月末に廃止したため、売上高が32百万円減少した一方で、「リトルアーティスト」におきましては、百貨店・住宅メーカー等、法人にむけての営業活動を積極的に行い、ブランドの認知・注文数向上に向けて活動してまいりました。これらの施策の結果、その他事業売上高は23百万円（前年同期比53.3%減）となりました。

第13期第1四半期累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

当第1四半期累計期間における我が国経済は、昨年12月末に発足した新政権による金融緩和をはじめとした各種政策などによる経済成長への期待感から、円安や株高が進行し、輸出企業を中心に業績の改善が見込まれるとともに、景気回復の緩やかな持ち直しが見られました。

当社の属する宅配食市場におきましても、高齢化社会の進展、女性の社会進出、小規模世帯の増加、インターネットの普及等により、今後も堅調に推移すると考えられます。

このような状況の下、当社は「ご家庭での生活を『もっと美味しく、もっと便利に』」をテーマに、調理済食材を中心とした宅配事業の展開を基本戦略とし、お客様に支持される価値ある商品づくりに取り組み、顧客の獲得、収益構造の強化を図ってまいりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の業績は売上高3,704百万円、営業利益182百万円、経常利益179百万円、四半期純利益98百万円となりました。

事業ごとの業績は以下のとおりです。

① 宅配事業

F Cを含むチェーン全体の店舗数においては、宅配御膳「釜寅」を2店舗（F C店2店舗）出店いたしました。また、直営とF Cの区分が変更されたことにより、直営店は「銀のさら」3店舗、「釜寅」1店舗の純増となっております。

これにより当第1四半期会計期間末における店舗数は561店舗（直営店151店舗、F C店410店舗）、拠点数は369拠点（直営店80拠点、F C店289拠点）となりました。

宅配寿司「銀のさら」の商品戦略としましては、人気の高い大トロを使用したキャンペーンの実施、宅配御膳「釜寅」では「ネギ豚釜飯」「ごま油がけしらす釜飯」といったお手頃価格で味わい深い釜飯を期間限定で展開し、お客様にご満足いただける商品の提供に努めてまいりました。

販売戦略としましては、ゴールデンウィーク、母の日、父の日といった機会点にあわせた販売促進物の配布、顧客に向けたDMを実施するとともに、配布する販促物と連動した自社運営サイト会員獲得キャンペーン、WEB限定プレゼントキャンペーン等の実施、WEB会員の属性にあわせたメールマガジンの配信をスタートする等、WEBを活用したCRMの確立に向けた活動を行ってまいりました。

宅配弁当「銀のお弁当」においては、一般シニア層に向けた販売促進に加え、ケアマネージャーやデイサービスなどの介護施設への販売促進活動を行い、新規顧客獲得・リピート促進に努めてまいりました。また、顧客のニーズに応えるべく、商品構成、サービスの見直し、改善を行うとともに、店舗における生産性向上に向けた活動を実施してまいりました。

宅配代行業態であります「ファインダイン」においては、提携レストランの新規獲得に向けた営業活動の強化、及び販売促進物の見直しによる販促費の低減に取り組みました。また、デリバリーの効率化のための設備の変更等、生産性の向上に向けた活動を行ってまいりました。

これらの施策の結果、宅配事業における当第1四半期累計期間の売上高は3,697百万円となりました。

② その他事業

その他の事業として展開しております「リトルアーティスト」においては、住宅メーカー等にむけての営業活動を積極的に行い、ブランドの認知・注文数向上に向けて活動してまいりました。

これらの施策の結果、その他事業における当第1四半期累計期間の売上高は6百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第12期事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物の期末残高は38百万円減少し、1,166百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、増加した資金は829百万円（前年同期比46百万円の収入増加）であります。

この増加は主に、税引前当期純利益457百万円、減価償却費238百万円、取引条件見直しに伴う営業保証金の減少額188百万円、商品の調達が減少したこと等による仕入債務の減少額43百万円、未払金の減少額44百万円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、減少した資金は485百万円（前年同期比20百万円の支出増加）であります。

この減少は主に、有形固定資産の取得による支出355百万円、敷金及び保証金の支払額56百万円及び店舗受注システムの開発に伴う無形固定資産の取得による支出81百万円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、減少した資金は382百万円（前年同期比313百万円の支出増加）であります。

この減少は主に、長期借入れによる収入600百万円があったものの、短期借入金の返済550百万円、長期借入金の返済447百万円があったことによるものであります。

2 【仕入及び販売の状況】

(1) 仕入実績

第12期事業年度及び第13期第1四半期累計期間における仕入実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	第12期事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第13期第1四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
	仕入高(千円)	前年同期比 (%)	仕入高(千円)
宅配事業	9,032,958	106.4	1,946,723
その他事業	3,203	141.5	432
合 計	9,036,161	106.4	1,947,156

- (注) 1. 金額は、実際仕入価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

第12期事業年度及び第13期第1四半期累計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門		第12期事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第13期第1四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
		販売高(千円)	前年同期比 (%)	販売高(千円)
宅配事業		16,109,749	110.1	3,697,337
	直営	6,065,756	119.1	1,501,375
	銀のさら	4,290,762	121.4	1,063,931
	釜寅	1,154,282	125.1	333,373
	銀のお弁当	62,552	333.8	24,868
	ファインダイン	260,289	130.5	73,401
	その他	297,869	71.5	5,800
	F C	10,043,993	105.3	2,195,962
	加盟金収入	100,000	66.5	10,400
	ロイヤルティ収入	931,096	103.7	210,031
	食材販売収入	6,855,601	106.4	1,509,507
	その他	2,157,295	105.4	466,023
その他事業		23,305	46.7	6,714
合 計		16,133,055	109.9	3,704,051

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

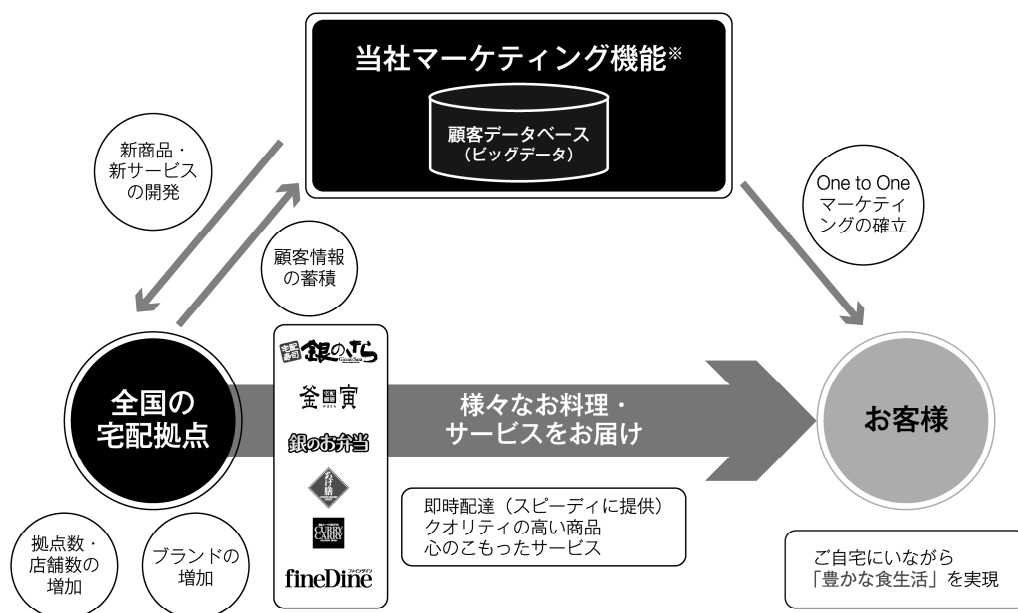
3 【対処すべき課題】

当社は、「ビジネスを通じ、相手の幸せが自らの喜びと感ずる境地を目指す」という企業理念に基づき、お客様の「ご家庭での生活を『もっと美味しく、もっと便利に』」を実現していくことが、当社の使命であると認識しております。

当社においては、現在、宅配事業における拠点ブランドとして宅配寿司「銀のさら」を、複合戦略ブランドとして宅配御膳「釜寅」／宅配弁当「銀のお弁当」等を、提携レストランの宅配代行ブランドとして「ファインダイニング」を展開しております。これら全国の宅配拠点（デリバリー）ネットワーク、事業活動において構築した顧客データベース（ビッグデータ（※））、One to Oneマーケティングによる販売促進ノウハウ等をさらに強化し、より多くのお客様に、様々な美味しいお料理・サービスを提供することによって、誰もがご自宅にいながらにして「豊かな食生活」を実現できるといった『新しい価値』を創造するために、食を中心とした宅配事業の展開を基本戦略とし、事業活動に邁進してまいります。

※巨大で複雑なデジタルデータの集積のこと。

〔基本戦略（デリバリーネットワーク戦略） 概念図〕



※当社は宅配事業ならではの注文履歴をはじめとした、多様な顧客情報を保有しておりますので、これらを基に分析や定期的な調査活動を行っております。

上記、基本戦略の遂行、及び経営基盤の強化のため、以下の課題に取り組んでまいります。

(1) 拠点数の増加及び店舗数の増加について

平成24年度の当社チェーン総売上高は、宅配寿司「銀のさら」254億円、宅配御膳「釜寅」37億円となっております。

今後、事業を拡大するためには、宅配事業の店舗拡大が重要な課題であると認識しております。当社における店舗展開においては、店舗運営のための「拠点数」の増加、ならびに店舗の複合化（1拠点内で複数のブランドを出店すること）による「店舗数」の増加といった二つの戦略を掲げております。

まず、店舗運営のための拠点を増やす必要があります。現状においては、主に宅配寿司「銀のさら」の店舗を拠点に店舗の複合化を図っておりますが、「銀のさら」は、出店後、経過年数と共に知名度の向上、リピーターの獲得などの効果から、売上高を安定的に見込めるブランドとなっております。既存店の安定した運営を行いながら、拠点数の増加に向けて、「銀のさら」の直営店の新規出店に加え、既存加盟企業の新規出店の促進、ならびに新たな加盟企業の確保のために、今後も引き続き当社のフランチャイズ本部の体制・機能を充実させてまいります。

また、上記とならんで、既存の拠点内において複数のブランドを出店することによる店舗数の増加が重要な課題であると考えております。当社の宅配事業は外食のような来店型ではないため、1拠点内で複数のブランドを運営することが可能であります。1拠点内で複数のブランドを出店することにより、売上高の拡大ならびに各種コストの共有化による収益性の強化を実現しております。

この「複合化戦略」による店舗数の増加に向けて、直営店における既存拠点での別ブランドの新規出店に加え、既存加盟企業による出店も促進してまいります。また、既存ブランドのみならず複合化による収益性の強化が可能な宅配ブランドを、自社開発及びM&A等によって増やしていくことも検討し、店舗数の増加を進めてまいります。

さらに、今後、長期的には、アジアを主とする海外への展開を検討していく方針です。

なお、株式会社富士経済の調べによる「外食産業マーケティング便覧2013 No.1（注）」においては、平成24年における宅配寿司市場の市場規模は572億円、宅配釜飯市場の市場規模は46億円と推計される旨が記載されております。

（注）株式会社富士経済の調べにおける「宅配寿司市場」には、来店型寿司店等の出前、及びファミリーレストラン、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等の宅配は含まれておりません。「宅配釜飯市場」には、来店型釜飯店、和食レストラン等の宅配は含まれておりません。また、株式会社富士経済の調べにおける「平成24年」とは、主に各企業の1月～12月の推計値となりますが、一部、企業により対象月が異なります。一方で、平成24年度の当社のチェーン総売上高は、平成24年4月～平成25年3月の実績値となります。

なお、掲載しております市場規模のデータにつきましては、当社が事業環境の説明を行う上で、参考となる情報として記載しておりますので、調査方法や調査対象企業、調査時期等により市場規模数値は異なる可能性があります。

(2) 新商品及び新サービスの開発について

高齢化社会の進展、女性の社会進出、小規模世帯の増加、インターネットの普及等の背景のもと、消費者の形態・ニーズは多様に変化しております。「銀のさら」をはじめとする当社の各ブランドにおいて、それぞれのコアターゲットとする顧客層のニーズを把握し、新商品の開発、メニュー改訂等を実施していくこと等は重要な課題であると認識しております。

当社においては、主に拡大するシニア市場に向けたサービスを展開しております。主たる事業であります宅配寿司「銀のさら」の顧客構成においては、若年層から高齢層まで幅広く分布しておりますが、利用頻度においては50代以上が高いという特性があり、また宅配御膳「釜寅」では、30代・40代のご利用が多くみられることから、今後のさらなる高齢化や第2次ベビーブーム世代の人口推移と共に、拡大することが想定されます。

また、宅配弁当「銀のお弁当」においても、ターゲットであるシニア層に向けての展開を進めるとともに、レストランの宅配代行サービスであります「ファインダイン」においては、従来の宅配利用者とは異なった新たな顧客層を取り込むことで、お客様のニーズに多面的に応えていけると考えております。

当社では、蓄積された顧客データベース（ビッグデータ）の分析及び定期的な顧客調査を行い、お客様の満足度が高い商品の提供に努めております。その食材の調達においては、500店舗を超えるスケールメリットを生かし、味・品質・サイズ・部位ロット・産地等に独自の規格を設け、加工業者の対応可否を確認の上、仕入商品を確定しております。

今後拡大するシニア層のニーズを把握するための調査活動を実施し、顧客のニーズを喚起する新商品の投入、メニューの改訂等に取り組んでまいります。

長期的には、事業活動において構築した顧客データベース、販売促進ノウハウ、全国に広がる宅配拠点を活用した、通販や小売などの新たなサービスを検討してまいります。また、提携レストランの宅配代行サービス「ファインダイン」においては、外食ポータルサイトとの連携等による、情報（ネット）と宅配（リアル）を活用した新たなサービスを検討してまいります。

(3) 販売促進活動について

当社の宅配事業においては、新規顧客の獲得に加え、リピート顧客の再注文が重要となっております。個々のニーズにあわせた利用喚起を行う上で、インターネットの普及、それに伴う電子商取引市場規模の拡大といった背景により、インターネットにおける販売戦略も重要な課題であると考えております。

従前、販売促進の手法としましては、長年の宅配事業において培った効率的な頻度・数量のメニュー・折込チラシの配布、チェーン全体のイメージ・売上アップのためのテレビコマーシャル放映、顧客に向けてのダイレクトメール等による活動を行ってまいりました。

一方、昨今はインターネット経由での注文が増加し、ネット環境への対応が必要な状況となっており、WEBにおける販売戦略を確立すべく、WEB受注サイトの自社開発・運営、WEBを活用した販売促進活動を積極的に展開しております。

当社は、宅配事業ならではの注文履歴をはじめとした様々なお客様情報、アンケート活動等により取得したお誕生日・記念日情報等、多様な顧客情報を保有しておりますので、それらをWEBとともに活用することで、個々のお客様のニーズにあわせた情報、サービスの提供、コミュニケーション及び受注活動を円滑に行うことが可能となると考えております。今後の更なるサービス力・売上の向上のためにも、WEBを活用したOne to Oneマーケティング手法を確立すべく取り組んでまいります。

(4) システムの強化について

宅配事業においては、システムの活用が、店舗運営及び戦略立案上、重要であると認識しております。当社の主たる事業であります宅配寿司「銀のさら」、宅配御膳「釜寅」等においては、店舗における受注システム、WEBサイトにおける受注システム、及び注文・顧客・店舗運営管理情報等を格納するシステム等を自社にて開発、構築しており、それらを活用しながら、日々の店舗運営、分析等を行っております。また提携レストランの宅配代行サービス「ファインダイナ」においては、ノーリターンデリバリーシステム(※)を活用し、店舗の生産性を高めております。

今後も店舗運営の効率化、戦略立案における精度の高い分析、お客様にとっての利便性等を向上するためにも、システムの強化に取り組んでまいります。

※デリバリーが、外出先でお客様からの受注情報を受信し、伝票を印刷することにより、ファインダイナ店舗に戻ることなく、提携レストランからの商品の受取、お客様への商品のお届けができるシステム。

(5) 人財(※)の採用及び育成について

当社が今後事業を拡大するにあたってその事業特性から、店舗拡大に伴った人財の確保及び質の向上が重要な課題であると認識しております。

当社における人財は、本部社員（店舗運営及び店舗支援社員、本部サポート社員）ならびに店舗運営に携わるクルー（アルバイト、パート）で構成されております。

本部社員の採用については、計画的に実施する新卒採用、中途採用に加え、既存店舗のクルーからの社員登用も積極的に行っております。クルーに関しましては、店舗数の増減に応じて、必要数の確保を行っております。

人財育成については、高い能力・技術を必要とする店長候補の育成のために「店長研修」の充実を図り、定期的に「店長会議」を開催し、継続的な研修・情報共有を行っております。本部サポート社員に関しましては、業務内容・能力・役職に応じた各種研修を行っております。

また、当社の事業においては、電話受注・お届け時の対応といった短い接客時間における心のこもったサービスが重要であるため、クルーにおいては、接客における教育を重視しております。クルーのモチベーションアップが当社の業績に好影響を与えていることから、定期的にサービス・業務効率向上のためのキャンペーンや、成果発表会及び表彰イベントの場である「EXPRESSフォーラム」を開催し、モチベーションの維持向上に取り組んでおります。

上記の採用、育成活動を都度ブラッシュアップし、優秀な人財の採用・育成に努めてまいります。

※当社では、従業員は当社の運営を担う上で重要な存在であると考え、「材」ではなく「財」の字を用いて「人財」と表記しております。

(6) 衛生管理の強化、徹底について

食品業界においては、食品の安全性や品質管理に対する社会的な要請が強くなっております。当社の各店舗では、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底していると共に、定期的に本社人員による衛生評価及び外部検査機関による検査を行っており、その結果より各店舗に衛生管理指導を行うなどの衛生管理体制を整備しております。今後も法改正等に対応しながら、更なる衛生管理体制の強化を行ってまいります。

(7) 経営管理組織の充実について

当社は、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるために、コーポレートガバナンスの強化・充実が不可欠であると考えております。そのため、更なる企業規模の拡大の基盤となる経営管理組織を構築していくため、今後においても意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び監査役監査並びに監査法人による監査との連携を強化し、加えて、全従業員に対しても、継続的な啓蒙、教育活動を行ってまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 当社の事業について

①市場環境及び競合他社との競争について

当社の主な事業が属する宅配食市場は、高齢化社会の進展、女性の社会進出、小規模世帯の増加、インターネットの普及等により、堅調に推移しております。また、昨今、外食産業、スーパーマーケット等が相次いで宅配事業に参入していることから、今後さらに拡大が見込める市場であると考えております。

当社のブランドは、全国の拠点におけるネットワーク、数ある食品の中でも難しいとされる生鮮食品の取り扱いに関するノウハウ、長年培った販売促進力等から参入障壁が高いブランドであると認識しておりますが、想定を超えた大手企業の参入、食品小売業などの他業界との価格競争などにより競争が激化した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

②業績の季節変動について

当社の運営する主要ブランドである「銀のさら」は、行事やお祝い事など特別な日に食されることが多い「寿司」といった特性から、お盆や年末年始等に売上が集中する傾向があります。当社の営業利益においては、特に、年末年始の12月～1月に偏る傾向があるため、下期における営業利益比率が大きくなっております。このような繁忙期に食品事故の発生による営業停止などが生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

[平成25年3月期における売上高・営業利益の上期・下期比較]

	上期	下期
売上高 比率	46.8%	53.2%
営業利益 比率	32.2%	67.8%

③食材仕入について

a) 食材の価格について

寿司ネタ、釜飯の具材などの水産物等を中心とした自然資源である食材の仕入価格については、為替変動や異常気象、各国の国策・政策等の情勢、及び国際的な漁獲制限や水産資源の枯渇化などによる食材価格の高騰が当社の事業に影響を及ぼすため、リスク回避のために仕入を数か国に分散して行うとともに、状況に応じて輸入商社、メーカーとの連携の下、産地を変更することで、対策をとっております。しかしながら想定以上の状況下となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

b) 食材の規格について

当社及び当社の運営するフランチャイズ事業に加盟する加盟店の仕入食材においては、質の高い安全な商品を安定的に顧客に提供するため、また、メニュー内容、出数等に応じた在庫、回転率等の店舗運営の効率化のために、味・品質・サイズ・部位・納品ロット・産地等に当社独自の厳しい規格を設け、加工業者の対応可否を確認のうえ仕入商品を確定しております。一方、異常気象や不漁などにより、当社の規格にあった食材の仕入れができない場合や希望数量に満たない場合は、品質の維持が困難となり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

c) 一括物流センターについて

当社においては大半の仕入食材を三菱食品株式会社の物流機能を利用して一括納品しております。また、その物流コストにおきましては、都度他社とも比較をしております。一方、天災等の大規模な災害や何らかの事由により、同社の物流システムや食材センターなどが影響を受けた場合、また食材保管や店舗への食材配送において正常な事業活動を行うことができなくなった場合、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

④フランチャイズ加盟企業の店舗運営・経営内容について

当社は直営店による事業拡大とともに、フランチャイズ本部の運営を行っており、各フランチャイズ加盟店とフランチャイズ契約を締結しております。当社は同契約により、フランチャイズ加盟店に対し、スーパーバイザーを派遣するなどの店舗運営指導や経営支援等を行っております。しかし、当社の支援がおよばない範囲でフランチャイズ加盟店において当社事業の評判に悪影響を与えるような事態が発生した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、平成25年9月30日現在、当社におけるフランチャイズ加盟企業は118社、F C店舗は409店舗となっており、加盟企業の当社事業以外の主たる事業の種類も多岐に渡っているため、個々の加盟企業の状況や、各業界の市場動向等において、多数の店舗が同時に影響を受けることは少ないものの、多数のフランチャイズ加盟企業において当社事業以外の事業において経営状況が悪化する事態となった場合、当社への未払い金の増加、当社のフランチャイズブランドからの撤退等、当社の業績に影響を与える可能性があります。

⑤個人情報の管理について

当社は、宅配事業の特性として、個人情報を多く取り扱っており、取扱者の限定、配布先の制限等、社内規程に則った厳重な管理体制の整備と周知徹底を課題として取り組んでおります。しかしながら、万一、システムの障害などの事故や不正流出などにより、情報が漏洩した場合には、法令違反、損害賠償などにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥交通事故について

当社の宅配事業においては、お客様に商品をお届けする際に、バイク・自動車を利用することから、その責任の所在にかかわらず交通事故に遭遇するリスクがあります。そのため、当社では、交通安全管理に関する担当部署を設置し、全日本デリバリー業安全運転協議会との連携のもと、全国の警察署主催の運転実技講習会への参加等の啓蒙活動、及び各店舗においてデリバリースタッフへの安全運転に対する指導教育を行い、業務中はもとより業務以外においても安全運転をこころがけるセーフティドライバーを世に送り出すべく活動しております。

当社及びフランチャイズ加盟企業においては、万一の場合先方に十分な補償ができるよう、全車両が任意保険に加入しておりますが、予想を超える事態による大きな事故などが発生した場合、当社の業績に重大な影響を与える可能性があります。

⑦人財の確保・育成について

当社が今後事業を拡大するにあたって、その事業特性から店舗拡大に伴った店舗人財の確保及び質の向上が重要な課題であると認識しております。

しかしながら、今後好景気等の影響によるクルーの人財不足、給与増によるコスト増や、本部社員を計画通りに確保できない、あるいは人財育成が予定通りに進まない場合には、当社の店舗運営、出店計画等に支障をきたし、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧社会保険制度等の改定による経営成績への影響について

当社は、多くの短時間労働者を雇用しているため、今後、社会保険、労働条件などに係る諸制度に変更がある場合、人件費の増加となり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制について

①「食品衛生法」について

当社は、飲食業として食品衛生法を遵守し、管轄保健所を通じて営業許可を取得しており、飲食にかかわるすべての店舗に食品衛生責任者を配置しております。

また、衛生管理に対する具体的な対策としましては、担当部署を設置し、各店舗の衛生評価、食材・調理器具の菌検査等を定期的に行い、その結果により各店舗に衛生管理指導を行うなどの衛生管理体制を整備しております。なお、衛生評価については、その業務を外部の専門業者に委託しており、客観的な判断をもとに一層の改善を進めることを目指しております。

今後においても衛生安全確保に留意していく方針ではありますが、生鮮食品を扱う当社にとって食中毒事件等が発生した場合、当社の業績に重大な影響を与える可能性があります。

②「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（通称「容器包装リサイクル法」）」について

当社の提供する商品の一部に使用する包材が「容器包装リサイクル法」に規定する容器包装に該当しております。

当社では店舗運営業務に係る容器等をチェーン全体で購入し使用動向を把握したうえで、フランチャイズ加盟店を含むチェーン全体における再商品化の義務を果たすべく、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託しております。

今後、このような法的規制が強化された場合、それに対応するための新たな費用が増加すること等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

③「中小小売商業振興法」及び「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（通称「独占禁止法」）」について

当社は、フランチャイズ・チェーン運営に関して「中小小売商業振興法」及び「独占禁止法」の規制を受けております。「中小小売商業振興法」においては、当社のフランチャイズ事業の内容や加盟契約内容などを記載した法定開示書面の事前交付が義務付けられております。また、「独占禁止法」においては当社がフランチャイズシステムによる営業を適切に実施する範囲を超えて、加盟店に対して正常な商習慣に照らし不利益を与えることを禁止しております。当社はこれらの法令を順守しておりますが、法令等の改廃、新たな法令等の制定により当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他

①食の安全性に関する風評被害について

過去における狂牛病や鳥インフルエンザ等、食の安全性をおびやかす事態が発生した場合、当社が扱う食材等におきましては徹底的な調査を行い、安全性の確認を行ってまいりましたが、今後も同様の事態が発生し、当社が扱う食材等に問題がない場合でも、大々的な報道等により消費者の不安心理が高まり、注文が減少した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

②自然災害の発生について

当社の宅配事業における店舗出店地域において大規模な地震等の災害が発生し、店舗の損壊、道路網の寸断等により、店舗運営ならびに仕入等が困難になった場合、一時的に店舗の売上が減少する可能性があります。また、被害の程度によっては修繕費等、多額の費用が発生する可能性があります。結果として当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③減損損失について

当社は、固定資産の減損に係る会計基準を適用しております。今後とも収益性の向上に努める所存ではありますが、店舗業績の不振等により、固定資産及びリース資産の減損会計による損失を計上することとなった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

④新株予約権について

当社は、役員及び従業員に対するインセンティブを目的とした新株予約権の無償発行を行っております。今後、新株予約権の行使がなされた場合には、当社株式価値の希薄化による影響を受ける可能性があります。本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は746,800株であり、同日時点の発行済株式総数4,245,000株の17.6%に相当しております。

⑤配当政策について

当社は設立以来、内部留保の充実を基本方針として、経営体質の強化及び設備投資等、将来の事業展開に備えてまいりました。そのため、配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけております。今後は、業績及び財政状態等を総合的に勘案しながら、配当の実施を検討してまいります。現時点において利益還元の可能性及びその実施時期等については未定であります。

⑥ベンチャーキャピタル等による株式所有について

本書提出日現在における当社の発行済株式総数4,245,000株のうちベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合が所有している株式数は1,740,000株であり、その所有割合は41.0%であります。

一般的にベンチャーキャピタル等による株式の所有目的は、株式公開後に株式を売却してキャピタルゲインを得ることにあるため、当社の株式上場後に所有する株式の全部または一部を売却することが想定されます。その場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

⑦資金使途について

今回当社が計画している公募増資による調達資金の使途につきましては、今後の新規出店のための設備投資ならびにシステム構築のための投資等に充当する予定ですが、当社の事業環境の変化に応じて、当該使用使途は変更される可能性があります。また、計画通りに使用された場合でも想定通りの投資効果を得られない可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) フランチャイズチェーン加盟契約について

当社は、宅配寿司「銀のさら」の単体店舗、及び宅配寿司「銀のさら」、宅配御膳「釜寅」両ブランドの複合店舗のフランチャイズ展開を行うために、フランチャイズ加盟店とフランチャイズチェーン加盟契約を締結しております。契約内容の要旨は、次のとおりであります。

①宅配寿司「銀のさら」単体店舗 加盟契約

名称	「銀のさら」フランチャイズチェーン加盟契約書	
内容	「銀のさら」の統一名称の下に、本部が統轄し、かつ本部が開発したノウハウに基づき、本部が指定した営業地域内において、加盟企業が自ら店舗を開店・運営する権限を付与する。	
契約期間	本契約の期間開始日は本契約締結日とし、終了日は店舗開店日から起算して満5ヵ年目の日もしくは、出店権の有効期間満了日とする。ただし、更新条項が存在する。	
契約条件	加盟金	契約締結時に800万円の支払（消費税別）
	保証金	契約締結時に100万円を預託
	ロイヤルティ	店舗の月間売上高の5%の支払（消費税別）

②宅配寿司「銀のさら」・宅配御膳「釜寅」複合店舗 加盟契約

名称	「銀のさら」「釜寅」フランチャイズチェーン加盟契約書	
内容	「銀のさら」「釜寅」の統一名称の下に、本部が統轄し、かつ本部が開発したノウハウに基づき、本部が指定した営業地域内において、加盟企業が自ら店舗を開店・運営する権限を付与する。	
契約期間	本契約の期間開始日は本契約締結日とし、終了日は店舗開店日から起算して満5ヵ年目の日もしくは、出店権の有効期間満了日とする。ただし、更新条項が存在する。	
契約条件	加盟金	契約締結時に880万円の支払（消費税別）
	保証金	契約締結時に150万円を預託
	ロイヤルティ	店舗の月間売上高の5%の支払（消費税別）

(2) 「銀のさら」地区本部認定（エリアフランチャイズ）契約について

当社は、宅配寿司「銀のさら」の関西地区での展開を図るため、株式会社イデアプラスとの間で、地区本部認定（エリアフランチャイズ）契約を締結しております。契約内容の要旨は、次のとおりであります。

名称	「銀のさら」フランチャイズチェーン地区本部認定契約書	
内容	株式会社イデアプラスに対し、当社が指定したエリアにおいて、エリアフランチャイズ本部としてエリア加盟店に契約店舗の出店権限を付与してその指導を行うこと、及び自らエリア直営店を出店することを認める「銀のさら」エリアフランチャイズ権を付与する。	
契約期間	本契約の期間は平成13年11月30日より平成26年11月29日までとする。	
契約条件	契約締結時に一定の該当エリア出店枠に対して一定額を支払う。 エリア店舗の月間売上高の一定相当額とその消費税を毎月支払う。	

(3) 食材仕入れにおける契約について

当社は、食材の仕入れに関しまして、三菱食品株式会社と商品売買基本契約ならびに、保証積立に関する覚書を締結しております。

①-a 商品売買基本契約（当社直営店向け取扱商品について）

名称	商品売買取引基本契約書
内容	三菱食品株式会社は当社が運営する「宅配寿司 銀のさら」及び「宅配釜飯 釜寅」フランチャイズ事業における直営店舗向けの取扱商品を継続して当社に売り渡すものとする。
契約期間	本契約の期間は平成17年9月1日からとする。
契約条件	売買商品の品名、数量、単価、引渡条件、その他の条件は、本契約又は別に取り決めた約定に定めるものを除き、個別の売買の都度決定するものとする。

①-b 商品売買基本契約（当社フランチャイズ加盟店向け取扱商品について）

名称	商品売買取引基本契約書
内容	三菱食品株式会社は当社が運営する「宅配寿司 銀のさら」及び「宅配釜飯 釜寅」フランチャイズ事業におけるフランチャイズ加盟店向けの取扱商品を当社に一括且つ継続して売り渡し、当社はフランチャイズ加盟店に当該商品を販売するものとする。
契約期間	本契約の期間は平成17年9月1日からとする。
契約条件	売買商品の品名、数量、単価、引渡条件、その他の条件は、本契約又は別に取り決めた約定に定めるものを除き、個別の売買の都度決定するものとする。

② 保証積立に関する覚書

名称	保証積立に関する覚書
内容	当社は商品売買取引に関し、債務の担保として取引保証金を差し入れるものとする。
契約期間	本契約の期間は平成17年9月1日からとする。
契約条件	一年間の取引保証金の額は、前年の商品売買に係る年間取引実績を鑑み、協議の上で設定するものとする。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は以下のとおりであります。なお、以下の記載のうち、将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。また、この財務諸表の作成にあたりまして、将来事象の結果に依存するため確定できない金額について、仮説の適切性、情報の適切性及び金額の妥当性に留意しながら会計上の見積りを行っておりますが、実際の結果は、見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第12期事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（資産）

当事業年度末の総資産は、前事業年度末と比較して156百万円減少し4,307百万円となりました。その主な要因は、食材取引に係る差入保証金の返還等171百万円の減少等によるものであります。

（負債）

負債は前事業年度末と比較して412百万円減少し、3,349百万円となりました。その主な要因は、有利子負債圧縮のため借入金の返済を進めたこと等によるものであります。

（純資産）

純資産は前事業年度末と比較して256百万円増加して958百万円となりました。その主な要因は、平成24年7月13日に実施された発行総額26百万円の第三者割当増資による資本金13百万円、資本剰余金13百万円の増加と、当期純利益を230百万円計上したことに伴うものであります。

これらにより、当事業年度末の自己資本比率は22.2%、1株当たりの純資産額は285円92銭となりました。

第13期第1四半期累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

（資産）

当第1四半期会計期間末の総資産は4,203百万円となり、前事業年度末と比較して104百万円減少いたしました。これは主に、年末限定の食材を早期に確保するため、流動資産のその他に含まれる前渡金が38百万円増加した一方で、季節的な売上変動に伴い売掛金が193百万円減少したことによるものであります。

（負債）

当第1四半期会計期間末の負債は2,875百万円となり、前事業年度末と比較して473百万円減少いたしました。これは主に、短期借入金が150百万円増加した一方で、季節的な売上変動に伴い買掛金が171百万円減少、有形固定資産の取得に伴う支出等により未払金が194百万円減少、法人税等を納付した事により未払法人税等が121百万円減少したことによるものであります。

（純資産）

当第1四半期会計期間末の純資産合計は1,327百万円となり、前事業年度末と比較して369百万円増加いたしました。これは主に、新株予約権行使により資本金、資本剰余金がそれぞれ137百万円、四半期純利益の計上により利益剰余金が98百万円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第12期事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当事業年度の経営成績は、第2〔事業の状況〕1〔業績等の概要〕（1）業績に記載しておりますが、その主な要因は次のとおりです。

（売上高）

当事業年度の売上高は16,133百万円となり、前事業年度に比べ9.9%の増加となりました。事業ごとの内訳は、宅配事業では16,109百万円（前年同期比10.1%増）、その他事業が23百万円（前年同期比53.3%減）となっております。宅配事業は、F Cを含むチェーン全体の店舗数が562店舗（前年同期比5.6%増）、そのうち直営店の店舗数が147店舗（前年同期比15.7%増）となったことにより大幅な増収となりました。また、その他事業においては平成23年9月末にクリーニング事業を廃止したため、前事業年度に比べ大幅な減収となりました。

（営業利益）

当事業年度の営業利益は541百万円となり、前事業年度に比べ56.3%の増加となりました。仕入における営業努力により売上高に占める売上原価の割合が前事業年度59.3%から当事業年度57.0%に改善されたことが最大の要因となっております。

（経常利益）

上記の諸要因により当事業年度の経常利益は、533百万円となり、前事業年度に比べ58.9%の増加となりました。

（当期純利益）

当事業年度の当期純利益は230百万円となり、前事業年度に比べ220.5%増加しました。

当事業年度の税引前当期純利益は457百万円、前事業年度における繰越欠損金の解消により法人税、住民税及び事業税は222百万円となりましたが、法人税等調整額が5百万円となったため、法人税等合計が227百万円（前年同期比51.2%増加）にとどまっております。

第13期第1四半期累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

当第1四半期累計期間においては、お客様にご満足いただける企画商品の提供、機会点に合わせた販売戦略の実施を継続的に行ってまいりました。

F Cを含むチェーン全体の店舗数においては、宅配御膳「釜寅」を2店舗（F C店2店舗）出店いたしました。また、直営とF Cの区分が変更されたことにより、直営店は「銀のさら」3店舗、「釜寅」1店舗の純増となっております。

これにより当第1四半期会計期間末における店舗数は561店舗（直営店151店舗、F C店410店舗）、拠点数は369拠点（直営店80拠点、F C店289拠点）となりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の業績は売上高3,704百万円、営業利益182百万円、経常利益179百万円、四半期純利益98百万円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況についての分析

第12期事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物の期末残高は38百万円減少し、1,166百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、増加した資金は829百万円（前年同期比46百万円増加）であります。

この増加は主に、税引前当期純利益457百万円、減価償却費238百万円、取引条件見直しに伴う営業保証金の減少額188百万円、商品の調達が増加したこと等による仕入債務の減少額43百万円、未払金の減少額44百万円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、減少した資金は485百万円（前年同期比20百万円支出の増加）であります。

この減少は主に、有形固定資産の取得による支出355百万円、敷金及び保証金の支払額56百万円及び店舗受注システムの開発に伴う無形固定資産の取得による支出81百万円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、減少した資金は382百万円（前年同期比313百万円支出の増加）であります。

この減少は主に、長期借入れによる収入600百万円があったものの、短期借入金の返済550百万円、長期借入金の返済447百万円があったことによるものであります。

(5) 戦略的現状と見通し

当社のブランドはシニア、中高年層の利用頻度が高いことから、今後のさらなる高齢化や第2次ベビーブーム世代の人口推移と共に、ますます拡大することが想定されます。また、若年層に向けたブランドも展開していくことにより、幅広いライフスタイル・ライフサイクルに連動し、お客様のニーズに多面的に応えていけると考えております。

お客様の「もっと美味しく、もっと便利に」に応えるべく、既存ブランドのブラッシュアップ、新ブランドの開発、「複合化戦略」による店舗展開を行っていくことはもとより、そのブランドを支える人財の採用・育成の更なる強化に取り組むことで、売上高及び利益を伸ばしていけると考えております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境並びに入手可能な情報に基づき、迅速かつ最善な経営戦略の立案、施策の実施に努めております。

当社が今後も持続的に成長するためには、事業規模の拡大に合わせた人財の確保及び質の向上とともに、組織体制の整備が重要であると認識しております。このため、当社の出店計画に必要な人財を適時に採用するとともに、社員、クルー（アルバイト）への教育研修制度の拡充、店舗の増加に対応した内部管理体制の強化等の組織整備を進めていく方針であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第12期事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当事業年度における設備投資の総額は334,175千円（無形固定資産を含む）であり、主に新店舗の出店、既存店舗の移転を目的とした設備投資及び研修センターの移設を目的とした設備投資を実施いたしました。設備投資額の内訳は、建物161,838千円、車両運搬具2,812千円、工具、器具及び備品67,166千円であります。

また、WEB受注システム等への設備投資額は、89,752千円となりました。

なお、当事業年度中に重要な影響を及ぼす設備の除却、売却等はありません。

第13期第1四半期累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

当第1四半期累計期間における設備投資の総額は52,334千円（無形固定資産を含む）であり、主に新店舗の出店、既存店舗の移転を目的とした設備投資を実施いたしました。設備投資額の内訳は、建物21,628千円、車両運搬具301千円、工具、器具及び備品8,802千円であります。

また、WEB受注システム等への設備投資額は、21,455千円となりました。

なお、当第1四半期累計期間に重要な影響を及ぼす設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成25年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門 の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)							従業員 数(名)
			建物	車両運 搬具	工具、器 具及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本 社 (東京都港区)	—	本社設備	90,754	9,085	26,437	2,166 (2.00)	—	211,507	339,950	154 [—]
店 舗 (全国90拠点)	宅配事業	店舗設備	444,085	1,200	162,690	— (—)	4,136	9,264	621,376	126 [543]
事務所 (東京都港区)	その他 事業	備品	—	—	263	— (—)	—	979	1,243	4 [2]

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 本社の土地・建物等の中には、福利厚生施設を含めております。
4. 店舗設備の帳簿価額の中には、レンタル店舗分を含めております。
5. 「その他」はソフトウェアであり、建設仮勘定、ソフトウェア仮勘定は含まれておりません。
6. 従業員数の[]は、臨時雇用者数を外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成25年9月30日現在）

当社の設備投資については、業績動向、財務状況、資金計画等を総合的に勘案して策定しております。

重要な設備の新設、改修等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	事業部門 の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
新規出店店舗 (安城エリア)	宅配事業	店舗設備	9,000	—	増資資金	平成25年11月	平成25年11月	(注) 3
新規出店店舗 (中村エリア)	宅配事業	店舗設備	9,000	—	増資資金	平成25年11月	平成25年11月	(注) 3
平成26年3月までに 出店予定の3店舗	宅配事業	店舗設備	27,000	—	増資資金	平成26年3月	平成26年3月	(注) 3
平成27年3月までに 出店・買取予定の14店舗	宅配事業	店舗設備	89,571	—	増資資金	平成26年4月	平成27年3月	(注) 3
平成28年3月までに 出店・買取予定の16店舗	宅配事業	店舗設備	91,285	—	増資資金	平成27年4月	平成28年3月	(注) 3
小計	—	—	225,856	—	—	—	—	—
本社 (東京都港区)	宅配事業	Web受注 システム	48,000	3,950	自己資金及 び増資資金	平成25年10月 以降	平成26年3月	(注) 3
本社 (東京都港区)	宅配事業	店舗運営 システム	36,749	6,749	自己資金及 び増資資金	平成25年10月 以降	平成26年3月	(注) 3
本社 (東京都港区)	宅配事業	社内インフ ラシステム	42,137	27,137	自己資金及 び増資資金	平成25年10月 以降	平成26年3月	(注) 3
本社 (東京都港区)	宅配事業	Web受注 システム	38,095	—	増資資金	平成26年4月	平成27年3月	(注) 3
本社 (東京都港区)	宅配事業	店舗運営 システム	19,047	—	増資資金	平成26年4月	平成27年3月	(注) 3
本社 (東京都港区)	宅配事業	社内インフ ラシステム	19,047	—	増資資金	平成26年4月	平成27年3月	(注) 3
本社 (東京都港区)	宅配事業	Web受注 システム	19,047	—	増資資金	平成27年4月	平成28年3月	(注) 3
本社 (東京都港区)	宅配事業	店舗運営 システム	9,523	—	増資資金	平成27年4月	平成28年3月	(注) 3
本社 (東京都港区)	宅配事業	社内インフ ラシステム	9,523	—	増資資金	平成27年4月	平成28年3月	(注) 3
小計	—	—	241,168	37,837	—	—	—	—
合計	—	—	467,024	37,837	—	—	—	—

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記の金額には、無形固定資産、長期前払費用及び敷金及び保証金を含んでおります。

3. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の改修

重要な設備の改修はありません。

(3) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,980,000
計	16,980,000

(注) 平成25年7月24日開催の臨時取締役会決議により、平成25年8月14日付で株式分割に伴う定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は16,914,000株増加し、16,980,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	4,245,000	非上場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であり、単元株式 数は100株であります。 (注)
計	4,245,000	—	—

(注) 平成25年7月24日開催の臨時取締役会決議により、平成25年8月13日を基準日として平成25年8月14日付で当社普通株式1株を200株に分割しております。これにより、株式数は4,223,775株増加し、発行株式総数は4,245,000株となっております。また、同日付けで単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

① 平成18年3月22日取締役会決議 / 第3回新株予約権

区分	最近事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数	446個	444個 (注) 4
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,338株 (注) 1	266,400株 (注) 1、4、5
新株予約権の行使時の払込金額	90,000円 (注) 2	450円 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成28年3月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 90,000円 資本組入額 45,000円	発行価格 450円 資本組入額 225円 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株あたり行使価額に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。なお、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）する場合、または、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合（以下の算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3) 当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の権利行使についての条件

(1) 新株予約権の目的たる株式にかかる株券が日本国内の証券取引所に上場された場合に限り新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(3) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。

(4) その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

4. 平成25年5月2日及び平成25年5月31日に、それぞれ新株予約権1個（3株・分割前）が失効しております。

5. 平成25年7月24日開催の臨時取締役会決議により、平成25年8月14日付で当社普通株式1株を200株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法第236条、第238条及び第239条に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

② 平成19年8月29日取締役会決議 / 第7回新株予約権

区分	最近事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数	413個	404個 (注) 4
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	413株 (注) 1	80,800株 (注) 1、4、5
新株予約権の行使時の払込金額	167,000円 (注) 2	835円 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	平成21年9月1日から 平成29年7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 167,000円 資本組入額 83,500円	発行価格 835円 資本組入額 418円 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合は次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(または株式併合)の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行(新株予約権(新株予約権付社債も含む)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)または自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の目的たる株式にかかる株券が日本国内の証券取引所に上場された場合に限り新株予約権を行使することができる。
 - (2) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - (3) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。ただし、(4)で規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。
 - (4) その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
4. 平成25年4月30日に、新株予約権5個(5株・分割前)、平成25年5月2日、5月19日、5月22日及び平成25年5月31日に、それぞれ新株予約権1個(1株・分割前)が失効しております。

5. 平成25年7月24日開催の臨時取締役会決議により、平成25年8月14日付で当社普通株式1株を200株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③ 平成19年8月29日取締役会決議 / 第8回新株予約権

区分	最近事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数	45個	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数	45株 (注) 1	—
新株予約権の行使時の払込金額	167,000円 (注) 2	—
新株予約権の行使期間	平成21年9月1日から 平成25年8月31日まで	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 167,000円 資本組入額 83,500円	—
新株予約権の行使の条件	(注) 3	—
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 取締役会の承認を要する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合は次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(または株式併合)の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行(新株予約権(新株予約権付社債も含む。))の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)または自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の目的たる株式にかかる株券が日本国内の証券取引所に上場された場合に限り新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。
- (3) その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
4. 平成25年8月31日をもって新株予約権45個(45株・分割前)は行使期間満了となり、失効しております。

④ 平成23年3月31日取締役会決議 / 第11回新株予約権

区分	最近事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数	4,325個	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数	4,325株 (注) 1	—
新株予約権の行使時の払込金額	60,000円 (注) 2	—
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成33年6月30日まで	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 60,000円 資本組入額 30,000円	—
新株予約権の行使の条件	(注) 3	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入の禁止	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）の調整がなされた場合、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整される。但し、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、新株予約権を割り当てる日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行（新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）または自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。
- (2) 本新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は取締役会の承認を得た上で本新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権の行使期間であっても、当社取締役会にて上場予定の証券取引所に上場申請の届出を行う旨の決議をした日から14日を経過した日までに新株予約権の行使をしなかった場合は、新株予約権は失効するものとする。

4. 平成25年6月28日に新株予約権4,325個（4,325株・分割前）すべてについて権利行使を受けております。

⑤ 平成23年3月31日取締役会決議 / 第12回新株予約権

区分	最近事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数	2,070個	1,870個 (注) 4
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,070株 (注) 1	374,000株 (注) 1、4、5
新株予約権の行使時の払込金額	60,000円 (注) 2	300円 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	平成25年4月1日から 平成33年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 60,000円 資本組入額 30,000円	発行価格 300円 資本組入額 150円 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合は次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割（または株式併合）の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 本新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行（新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）または自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は取締役会の承認を得た上で本新株予約権を行使することができる。
4. 平成25年6月28日に新株予約権200個（200株・分割前）の行使を受け減少しております。
5. 平成25年7月24日開催の臨時取締役会決議により、平成25年8月14日付で当社普通株式1株を200株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑥ 平成24年6月27日取締役会決議 / 第13回新株予約権

区分	最近事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数	128個	128個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	128株 (注) 1	25,600株 (注) 4
新株予約権の行使時の払込金額	130,000円 (注) 2	650円 (注) 4
新株予約権の行使期間	平成26年7月1日から 平成34年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 130,000円 資本組入額 65,000円	発行価格 650円 資本組入額 325円 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合は次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割（または株式併合）の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 本新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行（新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）または自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または監査役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は取締役会の承認を得た上で本新株予約権を行使することができる。

4. 平成25年7月24日開催の臨時取締役会決議により、平成25年8月14日付で当社普通株式1株を200株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年11月16日(注) 1	△700	15,800	—	291,856	—	195,606
平成23年12月9日(注) 2	700	16,500	21,000	312,856	21,000	216,606
平成24年7月13日(注) 3	200	16,700	13,000	325,856	13,000	229,606
平成25年6月28日(注) 4	4,525	21,225	137,257	463,114	137,257	366,864
平成25年8月14日(注) 5	4,223,775	4,245,000	—	463,114	—	366,864

(注) 1 自己株式の消却による減少であります。

2 有償第三者割当 発行価格 1 株につき60,000円 資本組入額 1 株につき30,000円

主な割当先 江見朗、渡邊一正

3 有償第三者割当 発行価格 1 株につき130,000円 資本組入額 1 株につき65,000円

主な割当先 柳原博之、ライドオン・エクスプレス従業員持株会、

(有)オフィス・イー・ワイ

4 新株予約権（ストックオプション）の権利行使による増加であります。

5 平成25年7月24日開催の臨時取締役会決議により、平成25年8月13日を基準日として平成25年8月14日付で当社普通株式1株を200株に分割しております。

(5) 【所有者別状況】

平成25年9月30日現在

	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	6	—	—	14	20	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	23,740	—	—	18,710	42,450	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	55.92	—	—	44.08	100.00	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,245,000	42,450	権利関係に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,245,000	—	—
総株主の議決権	—	42,450	—

② 【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定及び会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、決議されたものであります。

当該制度の内容は以下の通りであります。

① 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく第3回新株予約権

決議年月日	平成18年3月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名、従業員75名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—

② 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく第7回新株予約権

決議年月日	平成19年8月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名、従業員107名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—

③ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく第12回新株予約権

決議年月日	平成23年3月31日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—

④ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく第13回新株予約権

決議年月日	平成24年 6 月27日
付与対象者の区分及び人数	監査役 1 名、従業員 4 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は設立以来、内部留保の充実を基本方針として、経営体質の強化及び設備投資等、将来の事業展開に備えてまいりました。そのため、配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけております。今後は、業績及び財政状態等を総合的に勘案しながら、配当の実施を検討してまいります。現時点において利益還元の可能性及びその実施時期等については未定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。中間配当については、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株) (注) 5
代表取締役 社長 兼 CEO	—	江見 朗	昭和35年9月10日生	昭和59年3月 平成4年4月 平成7年8月 平成13年7月	レストラン玄海(米国)入社 サブマリン開業 (注) 1 ㈱サブマリン設立 代表取締役社長就 任 当社設立 代表取締役社長就任(現任)	(注) 2	1,011,400
取締役副社 長 兼 COO	営業部門 統括	松島 和之	昭和34年9月24日生	昭和56年3月 昭和61年4月 平成4年4月 平成7年8月 平成13年7月 平成15年11月 平成22年8月	㈱森商店入社 ㈱ヤマコグループ入社 サブマリン開業 (注) 1 ㈱サブマリン設立 取締役副社長就任 当社設立 取締役就任 当社 専務取締役就任 当社 取締役副社長就任(現任)	(注) 2	211,400
専務取締役 兼 CFO	経営企画/ 経営支援 部門統括	渡邊 一正	昭和44年1月17日生	平成3年4月 平成4年4月 平成15年10月 平成17年10月 平成18年10月 平成19年11月 平成22年8月	㈱リクルートコスモス入社 ㈱関西リクルート人材センター (現:㈱リクルートキャリア)入社 ㈱ネクストジャパン 常務取締役就任 同社 取締役上席副社長就任 同社 代表取締役社長就任 サードステージ設立 代表就任(注) 1 当社 専務取締役就任(現任)	(注) 2	200,000
常務取締役	銀のお弁当 事業担当	富板 克行	昭和40年3月17日生	昭和63年4月 平成7年8月 平成10年8月 平成13年7月 平成14年2月 平成22年8月	㈱木曾路入社 ㈱サブマリン入社 同社 専務取締役就任 当社入社 当社 取締役就任 当社 常務取締役就任(現任)	(注) 2	171,400
常務取締役	あげ膳・カ レーキャリ ー事業担当	水谷 俊彦	昭和44年11月16日生	昭和63年4月 平成3年2月 平成8年11月 平成13年2月 平成13年7月 平成14年2月 平成22年8月	㈱高千穂通信機器製作所(現:㈱タカ コム)入社 ㈱ファルコバイオシステムズ入社 ㈱サブマリン入社 同社 常務取締役就任 当社入社 当社 取締役就任 当社 常務取締役就任(現任)	(注) 2	65,800
取締役	WEB事業/シ ステム領 域・ファイ ンダイネ 事業担当	赤木 豊	昭和51年9月4日生	平成11年4月 平成11年12月 平成13年12月 平成19年10月 平成20年5月 平成22年8月	㈱日本エル・シー・エー(現:㈱L'ALBA ホールディングス)入社 ㈱アイデアリンク(現:㈱アイデアブラ ス)入社 同社 取締役就任 同社 代表取締役就任 同社 取締役副社長就任 当社 取締役就任(現任)	(注) 2	55,000
監査役 (常勤)	—	清野 敏彦	昭和39年9月2日生	昭和62年4月 昭和63年9月 平成6年3月 平成12年8月 平成13年8月 平成16年2月 平成22年9月 平成23年6月	川合税務会計事務所入社 ㈱サンライズ工業入社 同社 取締役就任 下田機工㈱入社 下田エコテック㈱入社 当社入社 当社 内部監査室室長 当社 常勤監査役就任(現任)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株) (注) 5
監査役 (非常勤)	—	瀧谷 啓吾	昭和31年12月17日生	昭和62年5月 平成9年12月 平成13年2月 平成24年6月 平成24年7月	㈱中広入社 ㈱十八企画設立 取締役就任 (現任) ㈱サブマリン 監査役就任 当社 監査役就任 (現任) ㈱ユリス設立 代表取締役就任 (現任)	(注) 3	—
監査役 (非常勤)	—	岩部 成善	昭和29年2月23日生	昭和54年3月 昭和58年4月 平成12年2月 平成25年3月	大和ハウス工業㈱入社 大栄住宅㈱入社 ㈱イワブ設立 代表取締役就任 当社 監査役就任 (現任)	(注) 3	2,000
計							1,717,000

- (注) 1. サブマリン、サードステージは個人事業となります。
2. 取締役の任期は、平成25年8月14日の臨時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の任期は、平成25年8月14日の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役 瀧谷啓吾、岩部成善は、社外監査役であります。
5. 平成25年7月24日開催の臨時取締役会決議により、平成25年8月14日付で当社普通株式1株を200株に分割しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社では、企業理念を「ビジネスを通じ、相手の幸せが自らの喜びと感ずる境地を目指す」と定めております。当社事業を通じて、お客様のご家庭に幸せをお届けするとともに、株主・従業員・取引先等、すべてのステークホルダーとの良好な関係の構築を重視することによる企業価値の向上を目指しております。そのためには、コーポレート・ガバナンスの強化・充実が不可欠であり、経営の健全性・効率性及び透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めております。

①企業統治の体制

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会を設置するとともに、日常業務の活動方針を決定する役員レビューを設置し、経営上の意思決定、執行、監督ならびに監査を行っております。

当社の各機関の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役会

取締役会は、迅速な経営判断ができるよう、社内取締役6名によって構成されております。当社では月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、経営に関する重要事項の審議・決定及び業務執行の監督を行っております。

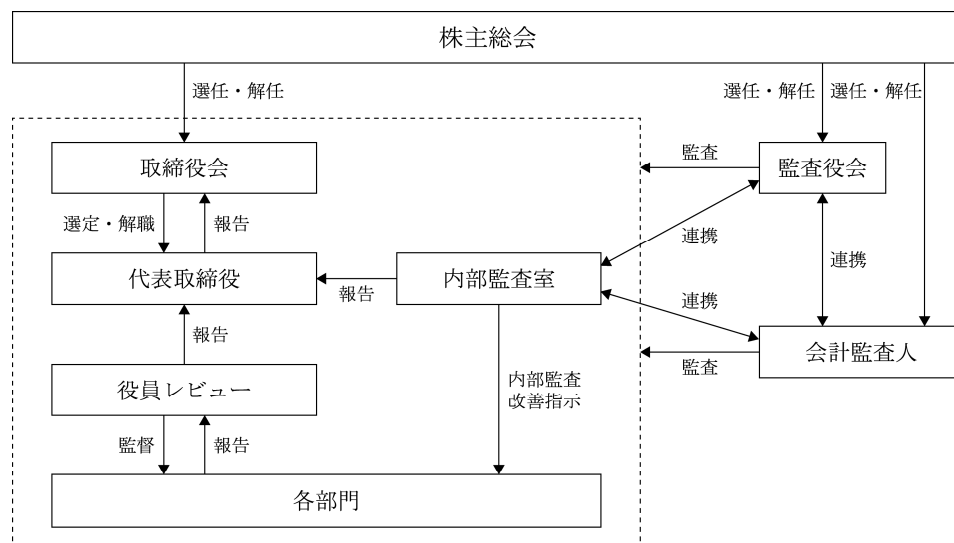
2. 監査役会

監査役会は、監査役3名（内、社外監査役2名）で構成し、月1回の定時監査役会を開催しております。監査状況の確認及び協議を行うほか、内部監査室長や会計監査人とも連携し、随時監査についての報告を求めています。また定時取締役会、臨時取締役会及び必要に応じてその他社内会議に出席し、具体的な意見を具申するとともに、リスクマネジメント、コンプライアンスを監視できる体制をとっております。

3. 役員レビュー

当社は、取締役及び各部の部長等を参加者とする役員レビューを原則として毎月2回開催しております。役員レビューにおいては各部長から参加者に対して月次の営業状況及び活動実績等が報告され、日常業務に係る活動方針等が幅広く議論されております。

当社におけるコーポレート・ガバナンスの概略図は以下のとおりです。



②内部統制システムの整備の状況

当社は取締役会において、以下の「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、社内における行動規範を制定し、法令順守はもちろんのこと、社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努める。代表取締役はコンプライアンス担当役員及び内部監査人を任命し、内部監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、取締役会等においてこれを報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき文書化または電磁的媒体に記録し、整理・保存する。その他、社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役及び監査法人等が閲覧・謄写可能な状況にて管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

代表取締役は、当社におけるリスク管理に関する統括責任者を任命し、各部署担当取締役とともに業務に付随するリスク管理を行う。各部署においては、内在するリスクの把握、分析、評価を行った上、業務マニュアルを作成しリスクマネジメントを行う。

内部監査室は、各部署のリスク管理状況を監査し、結果を取締役会等で報告する。新たなリスクが生じた場合に備え、予めリスク管理統括責任者を中心に必要な対応方針を整備し、損失を最小限にとどめるための各部署間の連携体制を構築しておく。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行を効率的に行うため、取締役会を毎月1回定時に開催する他、適宜臨時に開催する。全社的な目標を定め共有し、各取締役は、当該目標達成に向けて各部署における効率的な達成方法を定めるものとする。運営結果については、定時の取締役会で報告、検証、分析され、全社的な業務効率化を図っていく。

5. 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、グループ全体の内部統制部署を定めるとともに、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、当社においては、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、必要に応じて監査役と協議の上、同使用人を配置することができるものとする。この場合、監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとし、また、当該使用人の任命・解任・評価・人事異動・賃金の改定等については、監査役の同意を得た上で決定するものとし独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役または使用人は、監査役に対して当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査実施状況等につき速やかに報告するものとする。

監査役は、重要な意思決定の状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることのできる体制を構築する。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループは、反社会的勢力との関係については、企業の社会的責任及び企業防衛の観点から、不当な要求に対しては毅然とした態度でこれを拒絶し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。整備状況に関しては、外部機関から企業防衛に関する必要な情報収集を行い、役職員への啓蒙活動に取り組むと共に、不当な要求等、反社会的勢力からの介入を受けた場合には、適宜に警察・顧問弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループは、財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令・諸規則等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備し、継続的に改善する。

③リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、各部署での情報収集を基に重要な会議を通じてリスク情報を共有することを強化しつつ、必要に応じて専門家の助言を受けております。また、定期的な内部監査の実施により、法令諸規則等の遵守及びリスク管理において問題の有無を検証しております。

④内部監査及び監査役監査の状況

当社は代表取締役の直轄の組織として、内部監査室を設置し、内部監査室長1名を配置しております。内部監査室では、当社の業務部門（各店舗を含む）の監査を、内部監査規程及び年度計画に基づいて行い、会社の業務運営が法令、社内規程、経営方針等に従って、適切かつ有効に執行されているかを監査しております。

また、監査の結果報告を代表取締役・取締役・監査役等に行い、各部門へ業務改善案やアドバイスも行っております。

監査役については、3名（常勤監査役・非常勤社外監査役）を選任しております。監査役は取締役会その他の重要な会議へ出席し、経営の監視機能強化を図るとともに、重要な決裁書類の閲覧をし、取締役の職務執行及び意思決定についての適正性を監査しております。

なお、内部監査室、監査役及び会計監査人は適時に協議、意見交換を行い、連携を行う体制になっております。

⑤会計監査の状況

当社は、監査契約を優成監査法人と締結しております。同監査法人及び当社監査業務に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。会計監査人は、監査役と緊密な連携を保ち、監査計画及び監査結果の報告とともに、期中においても必要な情報交換、または意見交換を行い、効果的かつ効率的な監査を実施しております。

なお、当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、会計監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
加藤善孝、佐藤健文
- ・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 4名
その他 9名

⑥社外監査役

社外監査役の瀧谷啓吾氏は当社新株予約権を78個（15,600株）、岩部成善氏は当社普通株式を2,000株保有しておりますが、それ以外に当社との間で人的・資本的関係、又は取引関係、その他の重要な利害関係はございません。

⑦役員の報酬等

1. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	232,650	232,650	—	—	—	6
監査役	8,100	8,100	—	—	—	3
(うち社外監査役)	2,100	2,100	—	—	—	(2)

(注) 上記人数には、平成24年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名
(うち社外監査役1名)を含んでおります。

2. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬等の額は、各取締役の貢献度や業績を考慮した上で今後の経営戦略を勘案し、株主総会において決議された報酬の限度内で取締役会にて決定しております。

監査役の報酬等の額は、常勤、非常勤の別、監査業務等を勘案し、株主総会において決議された報酬の限度内で監査役会にて決定しております。

⑧取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

⑨取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨定款に定めております。

⑩中間配当

当社は、株主への機動的な剰余金の分配を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑪取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)及び監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第426条第1項の規定により会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定めております。

⑫株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑬株式の保有状況

1. 投資株式のうち保有目的が純投資以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

2銘柄 1,109千円

2. 保有目的が純投資以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

3. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に 基づく報酬（千円）	非監査業務に 基づく報酬（千円）	監査証明業務に 基づく報酬（千円）	非監査業務に 基づく報酬（千円）
8,000	—	14,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（最近事業年度の前事業年度）

該当事項はありません。

（最近事業年度）

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査に係る所要日数、従事する人員等を勘案して決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)及び当事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、優成監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)の四半期財務諸表について、優成監査法人の四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、管理部門は各種セミナーへ参加し、社内において関連各部署への意見発信及び情報交換、普及等を行っております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当事業年度 (平成25年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,204,960	1,166,517
売掛金	1,008,957	1,058,066
商品	31,201	32,150
原材料及び貯蔵品	83,932	85,198
前渡金	4,200	4,200
前払費用	66,037	81,263
繰延税金資産	64,143	51,203
未収入金	72,104	50,509
未収法人税等	127	—
その他	22,683	14,142
貸倒引当金	△23,309	△17,717
流動資産合計	2,535,037	2,525,533
固定資産		
有形固定資産		
建物	647,840	717,666
減価償却累計額	△146,819	△182,826
建物（純額）	501,021	534,839
車両運搬具	71,824	51,255
減価償却累計額	△56,328	△40,970
車両運搬具（純額）	15,496	10,285
工具、器具及び備品	489,127	501,042
減価償却累計額	△267,237	△311,651
工具、器具及び備品（純額）	221,890	189,391
土地	2,166	2,166
リース資産	45,023	42,178
減価償却累計額	△29,910	△38,042
リース資産（純額）	15,112	4,136
有形固定資産合計	755,687	740,818
無形固定資産		
商標権	1,791	4,564
ソフトウェア	192,234	221,751
ソフトウェア仮勘定	2,362	10,867
その他	1,170	1,170
無形固定資産合計	197,559	238,354
投資その他の資産		
投資有価証券	1,587	1,109
長期前払費用	17,800	12,085
繰延税金資産	149,959	157,809
差入保証金	735,478	564,139
長期未収入金	162,244	156,381
その他	14,862	15,428
貸倒引当金	△106,644	△104,387
投資その他の資産合計	975,287	802,567
固定資産合計	1,928,534	1,781,740
資産合計	4,463,572	4,307,274

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	901,164	858,138
短期借入金	※1 550,000	—
1年内返済予定の長期借入金	418,598	343,539
リース債務	10,904	3,597
未払金	880,501	730,525
未払費用	15,191	10,839
未払法人税等	50,138	210,783
未払消費税等	21,645	78,051
前受金	52,267	26,148
預り金	51,996	78,711
資産除去債務	27,085	11,076
その他	1,127	52
流動負債合計	2,980,621	2,351,465
固定負債		
長期借入金	339,751	567,001
リース債務	4,964	744
契約解除損失引当金	10,000	—
資産除去債務	91,766	106,419
預り保証金	334,506	323,639
固定負債合計	780,988	997,805
負債合計	3,761,609	3,349,270
純資産の部		
株主資本		
資本金	312,856	325,856
資本剰余金		
資本準備金	216,606	229,606
資本剰余金合計	216,606	229,606
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	169,484	399,832
利益剰余金合計	169,484	399,832
株主資本合計	698,948	955,296
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	—	△307
評価・換算差額等合計	—	△307
新株予約権	3,014	3,014
純資産合計	701,962	958,003
負債純資産合計	4,463,572	4,307,274

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間
(平成25年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,175,507
売掛金	864,239
商品	29,840
原材料及び貯蔵品	84,721
その他	286,889
貸倒引当金	△17,678
流動資産合計	2,423,519
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	537,690
その他（純額）	193,429
有形固定資産合計	731,120
無形固定資産	243,849
投資その他の資産	
差入保証金	567,896
その他	337,667
貸倒引当金	△100,786
投資その他の資産合計	804,776
固定資産合計	1,779,746
資産合計	4,203,265
負債の部	
流動負債	
買掛金	686,342
短期借入金	150,000
1年内返済予定の長期借入金	301,867
未払金	536,037
未払法人税等	89,435
資産除去債務	6,387
その他	156,846
流動負債合計	1,926,916
固定負債	
長期借入金	518,938
資産除去債務	107,598
その他	322,057
固定負債合計	948,593
負債合計	2,875,509

(単位：千円)

当第1 四半期会計期間
(平成25年6月30日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	463,114
資本剰余金	366,864
利益剰余金	498,134
株主資本合計	1,328,112
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△356
評価・換算差額等合計	△356
純資産合計	1,327,756
負債純資産合計	4,203,265

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
売上高		
売上高	13,044,462	14,524,418
その他役務収入	1,639,935	1,608,636
売上高合計	14,684,397	16,133,055
売上原価		
商品及び原材料売上原価		
商品及び原材料期首たな卸高	68,631	87,835
当期商品及び原材料仕入高	8,494,001	9,036,161
合計	8,562,633	9,123,997
商品及び原材料期末たな卸高	87,835	90,762
商品及び原材料売上原価合計	8,474,797	9,033,235
その他役務原価	231,892	160,716
売上原価合計	8,706,690	9,193,951
売上総利益	5,977,707	6,939,103
販売費及び一般管理費	※1 5,631,032	※1 6,397,106
営業利益	346,675	541,997
営業外収益		
受取利息	2,312	3,225
受取手数料	1,894	1,799
保険収入	3,443	1,990
還付加算金	1,896	—
その他	430	1,608
営業外収益合計	9,977	8,624
営業外費用		
支払利息	17,303	15,239
その他	3,811	2,318
営業外費用合計	21,115	17,557
経常利益	335,537	533,065
特別利益		
固定資産売却益	※2 8,831	※2 3,762
契約解除損失引当金戻入額	3,000	4,000
資産除去債務履行差額	—	8,658
特別利益合計	11,831	16,420

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
特別損失		
固定資産除売却損	※ 3 27,895	※ 3 6,690
加盟店舗買取損	※ 4 451	※ 4 15,746
加盟契約解除損	23,780	—
減損損失	※ 5 60,350	※ 5 51,857
事業撤退損失	※ 6 2,917	※ 6 13,426
その他	9,513	3,797
特別損失合計	124,908	91,517
税引前当期純利益	222,460	457,968
法人税、住民税及び事業税	41,472	222,360
法人税等調整額	109,116	5,259
法人税等合計	150,589	227,619
当期純利益	71,871	230,348

【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
売上高	3,704,051
売上原価	1,993,259
売上総利益	1,710,791
販売費及び一般管理費	1,528,170
営業利益	182,621
営業外収益	
受取利息	518
受取手数料	336
その他	238
営業外収益合計	1,093
営業外費用	
支払利息	3,369
その他	369
営業外費用合計	3,739
経常利益	179,975
特別利益	
固定資産売却益	8,641
特別利益合計	8,641
特別損失	
固定資産除売却損	1,551
加盟店舗買取損	4,074
その他	733
特別損失合計	6,359
税引前四半期純利益	182,257
法人税等	83,955
四半期純利益	98,301

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31 日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31 日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	291,856	312,856
当期変動額		
新株の発行	21,000	13,000
当期変動額合計	21,000	13,000
当期末残高	312,856	325,856
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	195,606	216,606
当期変動額		
新株の発行	21,000	13,000
当期変動額合計	21,000	13,000
当期末残高	216,606	229,606
資本剰余金合計		
当期首残高	195,606	216,606
当期変動額		
新株の発行	21,000	13,000
当期変動額合計	21,000	13,000
当期末残高	216,606	229,606
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	178,812	169,484
当期変動額		
当期純利益	71,871	230,348
自己株式の消却	△81,200	—
当期変動額合計	△9,329	230,348
当期末残高	169,484	399,832
利益剰余金合計		
当期首残高	178,812	169,484
当期変動額		
当期純利益	71,871	230,348
自己株式の消却	△81,200	—
当期変動額合計	△9,329	230,348
当期末残高	169,484	399,832
自己株式		
当期首残高	△81,200	—
当期変動額		
自己株式の消却	81,200	—
当期変動額合計	81,200	—
当期末残高	—	—

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
株主資本合計		
当期首残高	585, 076	698, 948
当期変動額		
新株の発行	42, 000	26, 000
当期純利益	71, 871	230, 348
当期変動額合計	113, 871	256, 348
当期末残高	698, 948	955, 296
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△ 437	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	437	△307
当期変動額合計	437	△307
当期末残高	—	△307
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△ 437	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	437	△307
当期変動額合計	437	△307
当期末残高	—	△307
新株予約権		
当期首残高	12, 875	3, 014
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9, 861	—
当期変動額合計	△9, 861	—
当期末残高	3, 014	3, 014
純資産合計		
当期首残高	597, 514	701, 962
当期変動額		
新株の発行	42, 000	26, 000
当期純利益	71, 871	230, 348
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9, 423	△307
当期変動額合計	104, 448	256, 041
当期末残高	701, 962	958, 003

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	222,460	457,968
減価償却費	179,616	238,154
減損損失	60,350	51,857
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△22,580	△7,849
契約解除損失引当金の増減額 (△は減少)	△3,000	△10,000
受取利息	△2,312	△3,225
支払利息	17,303	15,239
固定資産売却益	△8,831	△3,762
固定資産除売却損	27,895	6,690
事業撤退損失	2,917	13,426
加盟店舗買取損	451	15,746
資産除去債務履行差額	—	△8,658
売上債権の増減額 (△は増加)	△265,685	△49,108
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△15,456	△2,214
営業保証金の増減額 (△は増加)	△70,752	188,089
仕入債務の増減額 (△は減少)	277,233	△43,025
未払金の増減額 (△は減少)	262,640	△44,498
預り保証金の増減額 (△は減少)	33,702	△10,867
未払消費税等の増減額 (△は減少)	1,991	56,405
その他	44,645	45,878
小計	742,590	906,245
利息の受取額	977	1,662
利息の支払額	△16,980	△14,826
法人税等の支払額	△1,452	△63,385
法人税等の還付額	58,680	127
営業活動によるキャッシュ・フロー	783,815	829,823
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△324,445	△355,677
有形固定資産の売却による収入	49,605	19,743
無形固定資産の取得による支出	△142,621	△81,049
資産除去債務の履行による支出	△15,382	△21,417
敷金及び保証金の支払額	△40,561	△56,111
敷金及び保証金の回収額	29,557	15,074
貸付けによる支出	△2,020	△3,170
貸付金の回収による収入	2,668	2,325
長期前払費用の取得による支出	△18,045	△3,200
その他	△4,371	△2,514
投資活動によるキャッシュ・フロー	△465,615	△485,998

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	△550,000
長期借入れによる収入	300,000	600,000
長期借入金の返済による支出	△385,584	△447,809
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△14,886	△10,459
株式の発行による収入	42,000	26,000
新株予約権の発行による収入	3,014	—
新株予約権の買入消却による支出	△12,875	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△68,332	△382,268
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	249,868	△38,443
現金及び現金同等物の期首残高	955,092	1,204,960
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1 1,204,960	※ 1 1,166,517

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブ取引により生じる正味の債権(及び債務)の評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

ただし、解凍機については個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(2) 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、建物(建物附属設備は除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
車両運搬具	3年
工具、器具及び備品	3～9年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 契約解除損失引当金

当社フランチャイズ加盟企業の未出店枠を一部買い取ることに伴う加盟金の返金に備えるため、個別に将来の返金可能性を勘案し、返金見込額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

金利スワップ 借入金の利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

ただし、解凍機については個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
車両運搬具	3年
工具、器具及び備品	3～9年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 契約解除損失引当金

当社フランチャイズ加盟企業の未出店枠を一部買い取ることに伴う加盟金の返金に備えるため、個別に将来の返金可能性を勘案し、返金見込額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

金利スワップ 借入金の利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※ 1. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 6 行と当座貸越契約を締結しております。

当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年 3 月31日)	当事業年度 (平成25年 3 月31日)
当座貸越極度額	900,000千円	850,000千円
借入実行残高	550,000千円	—千円
差引額	350,000千円	850,000千円

(損益計算書関係)

※ 1. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
給与手当	1,134,758千円	1,238,571千円
雑給	1,274,738千円	1,571,738千円
販売促進費	612,816千円	577,422千円
地代家賃	360,160千円	393,915千円
減価償却費	152,016千円	213,233千円
貸倒引当金繰入額	△8,202千円	21,735千円
おおよその割合		
販売費	87.2%	87.7%
一般管理費	12.8%	12.3%

※ 2. 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
建物	3,619千円	2,608千円
工具、器具及び備品	4,102千円	572千円
車両運搬具	0千円	301千円
ソフトウェア	1,109千円	— 千円
長期前払費用	— 千円	280千円
計	8,831千円	3,762千円

※ 3. 固定資産除売却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
建物	27,474千円	1,586千円
工具、器具及び備品	337千円	4,436千円
車両運搬具	84千円	40千円
ソフトウェア	— 千円	443千円
長期前払費用	— 千円	183千円
計	27,895千円	6,690千円

※ 4. 加盟店舗買取損

加盟店舗買取損は、F C店舗が閉店したエリアに直営店舗が出店する場合に、加盟店が店舗運営に利用していた営業用設備を再利用して運営するために当社が加盟店から購入したことによって生じたものであります。

その内訳は、次のとおりであります。

前事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

場所	用途	種類	加盟店舗買取損
埼玉県 1 店舗	店舗	建物等	451千円
合 計			451千円

当事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

場所	用途	種類	加盟店舗買取損
東京都 2 店舗	店舗	建物等	6,905千円
高知県 1 店舗	店舗	建物等	8,840千円
合 計			15,746千円

※５．減損損失

前事業年度(自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
東京都	研修センター	建物	11,901千円
東京都１店舗	店舗	建物	42,875千円
神奈川県２店舗	店舗	建物	5,573千円
合 計			60,350千円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位に基づき、主に直営店舗及び遊休資産を基本単位としてグルーピングを行っております。

当事業年度において、収益性の低下した直営店舗のうち、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている、又は、その見込みのある資産グループ及び閉店見込の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（60,350千円）として、特別損失に計上しました。

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、零としております。

当事業年度(自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
東京都１店舗	店舗	建物等	182千円
岐阜県１店舗	店舗	建物	4,211千円
静岡県２店舗	店舗	建物	19,258千円
福井県１店舗	店舗	建物等	9,462千円
宮崎県１店舗	店舗	建物等	9,577千円
富山県１店舗	店舗	建物等	9,165千円
合 計			51,857千円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位に基づき、主に直営店舗及び遊休資産を基本単位としてグルーピングを行っております。

当事業年度において、収益性の低下した直営店舗のうち、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている、又は、その見込みのある資産グループ及び閉店見込の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（51,857千円）として、特別損失に計上しました。その内訳は、建物50,953千円、長期前払費用904千円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、零としております。

※６．事業撤退損失は、主に事業撤退に伴う事業資産の譲渡及び除却から生じたものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	16,500	700	700	16,500

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

平成23年12月9日を払込期日とする第三者割当増資による増加 700株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

会社法第178条の規定による自己株式の消却による減少 700株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	700	—	700	—

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、次のとおりであります。

会社法第178条の規定による自己株式の消却による減少 700株

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	3,014
合計		—	—	—	—	—	3,014

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	16,500	200	—	16,700

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

平成24年7月13日を払込期日とする第三者割当増資による増加 200株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	—	—	—	—

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	3,014
合計		—	—	—	—	—	3,014

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
現金及び預金	1,204,960千円	1,166,517千円
現金及び現金同等物	1,204,960千円	1,166,517千円

2. 重要な非資金取引の内容

(1) 重要な資産除去債務の計上額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
重要な資産除去債務の計上額	36,129千円	20,808千円

(2) 自己株式の消却額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
自己株式の消却額	81,200千円	— 千円

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として宅配事業における店舗資産(工具、器具及び備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針 4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

① 支払リース料、減価償却費相当額

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	2,652千円
減価償却費相当額	2,652千円

② 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	111,271千円
1年超	105,771千円
合計	217,042千円

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として宅配事業における店舗資産(工具、器具及び備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針 4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	133,164千円
1年超	166,455千円
合計	299,620千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に宅配事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に金融機関借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を金融機関借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、差入保証金及び長期未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する持合株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で7年以内であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針 6 ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金は、各所管部署において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金は、新規取引時に相手先の信用状態を十分に検証しております。

デリバティブ取引に係る業務は経営支援部が担当しており、当社「デリバティブ管理規程」に基づく管理のもと、借入金の元本の範囲内での金利スワップ取引の利用が行われております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引企業）の財務状況を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、複数の金融機関から当座貸越枠を取得したうえで、各部署からの報告に基づき経営支援部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の概ね一ヶ月相当に維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注2）参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,204,960	1,204,960	—
(2) 売掛金	1,008,957		
貸倒引当金（※1）	△11,684		
	997,273	997,273	—
(3) 未収入金	72,104	72,104	—
(4) 投資有価証券	1,167	1,167	—
(5) 差入保証金	718,140	680,586	△37,554
(6) 長期未収入金	162,244		
貸倒引当金（※1）	△106,643		
	55,600	55,600	—
資産計	3,049,246	3,011,692	△37,554
(1) 買掛金	901,164	901,164	—
(2) 短期借入金	550,000	550,000	—
(3) 未払金	880,501	880,501	—
(4) 未払法人税等	50,138	50,138	—
(5) 長期借入金（※2）	758,349	758,493	144
(6) リース債務（※2）	15,868	15,414	△454
負債計	3,156,021	3,155,711	△310

（※1）売掛金及び長期未収入金に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2）長期借入金及びリース債務には、1年内返済予定分を含めて表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、及び(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 差入保証金

主に仕入先に差入れている取引保証金であり、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。また、その他の敷金及び保証金の時価については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期未収入金

担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、及び(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似しているため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算しております。

なお、金利スワップの特例処理の対象となっている長期借入金については、当該スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算しております。

(6) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様のリース取引を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	420
差入保証金	17,338
預り保証金	334,506

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,204,960	—	—	—
売掛金	1,008,957	—	—	—
未収入金	72,104	—	—	—
長期未収入金	—	162,244	—	—
合計	2,286,022	162,244	—	—

差入保証金については、償還予定が確定していないため記載しておりません。

(注4) 短期借入金、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	550,000	—	—	—	—	—
長期借入金	418,598	212,156	54,256	38,256	21,388	13,695
リース債務	10,904	4,032	457	270	203	—
合計	979,502	216,188	54,713	38,526	21,591	13,695

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に宅配事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に金融機関借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を金融機関借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、差入保証金及び長期未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する持合株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年以内であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針 6 ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金は、各所管部署において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金は、新規取得時に相手先の信用状態を十分に検証しております。

デリバティブ取引に係る業務は経営支援部が担当しており、当社「デリバティブ管理規程」に基づく管理のもと、借入金の元本の範囲内での金利スワップ取引の利用が行われております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引企業）の財務状況を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、複数の金融機関から当座貸越枠を取得したうえで、各部署からの報告に基づき経営支援部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の概ね一ヶ月相当に維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注2）参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,166,517	1,166,517	—
(2) 売掛金	1,058,066		
貸倒引当金（※1）	△10,912		
	1,047,153	1,047,153	—
(3) 未収入金	50,509	50,509	—
(4) 投資有価証券	689	689	—
(5) 差入保証金	547,146	514,458	△32,687
(6) 長期未収入金	156,381		
貸倒引当金（※1）	△104,085		
	52,296	52,296	—
資産計	2,864,313	2,831,626	△32,687
(1) 買掛金	858,138	858,138	—
(2) 未払金	730,525	730,525	—
(3) 未払法人税等	210,783	210,783	—
(4) 長期借入金（※2）	910,540	911,616	1,076
(5) リース債務（※2）	4,342	4,226	△116
負債計	2,714,330	2,715,290	959

（※1）売掛金及び長期未収入金に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2）長期借入金及びリース債務には、1年内返済予定分を含めて表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、及び(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 差入保証金

主に仕入先に差入れている取引保証金であり、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。また、その他の敷金及び保証金の時価については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期未収入金

担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、及び(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似しているため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算しております。

なお、金利スワップの特例処理の対象となっている長期借入金については、当該スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算しております。

(5) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様のリース取引を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	420
差入保証金	16,993
預り保証金	323,639

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,166,517	—	—	—
売掛金	1,058,066	—	—	—
未収入金	50,509	—	—	—
長期未収入金	—	156,381	—	—
合計	2,275,092	156,381	—	—

差入保証金については、償還予定が確定していないため記載しておりません。

(注4) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	343,539	174,652	158,652	141,784	86,438	5,475
リース債務	3,597	270	270	203	—	—
合計	347,136	174,922	158,922	141,987	86,438	5,475

(有価証券関係)

前事業年度(平成24年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(平成25年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額のうち1年超(千円)	時価(千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	102,080	—	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額のうち1年超(千円)	時価(千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	290,000	230,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前事業年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

① 第3回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年3月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 75
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 2,814
付与日	平成18年3月30日
権利確定条件	(1)新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場された場合に限り新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成20年4月1日～平成28年3月21日

(注) 1 平成18年12月18日をもって1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

2 付与対象者の区分及び人数は付与日時点のものであります。

② 第7回ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年8月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 107
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 478
付与日	平成19年8月31日
権利確定条件	(1)新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場された場合に限り新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成21年9月1日～平成29年7月31日

(注) 付与対象者の区分及び人数は付与日時点のものであります。

③ 第8回ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年8月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 1 当社外部の事業協力者 6
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 45
付与日	平成19年8月31日
権利確定条件	新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場された場合に限り新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成21年9月1日～平成25年8月31日

（注）付与対象者の区分及び人数は付与日時点のものであります。

④ 第9回ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年8月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 2,100
付与日	平成19年8月31日
権利確定条件	権利確定条件は定められておりません。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成19年9月1日～平成24年8月31日

（注）1 当事業年末において、全て消却しております。

2 付与対象者の区分及び人数は付与日時点のものであります。

⑤ 第10回ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	平成21年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 1,200
付与日	平成21年7月7日
権利確定条件	権利確定条件は定められておりません。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成21年8月1日～平成31年7月31日

（注）1 当事業年末において、全て消却しております。

2 付与対象者の区分及び人数は付与日時点のものであります。

⑥ 第11回ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	平成23年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 4,325
付与日	平成23年4月8日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成23年7月1日～平成33年6月30日

（注）付与対象者の区分及び人数は付与日時点のものであります。

⑦ 第12回ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	平成23年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 2,070
付与日	平成23年4月8日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成25年4月1日～平成33年3月31日

（注）付与対象者の区分及び人数は付与日時点のものであります。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第3回新株予約権 (注)	第7回新株予約権
決議年月日	平成18年3月22日	平成19年8月29日
権利確定前		
期首 (株)	1,428	436
付与 (株)	—	—
失効 (株)	12	9
権利確定 (株)	—	—
未確定残 (株)	1,416	427
権利確定後		
期首 (株)	—	—
権利確定 (株)	—	—
権利行使 (株)	—	—
失効 (株)	—	—
未行使残 (株)	—	—

	第8回Stock・オプション としての新株予約権	第9回Stock・オプション としての新株予約権
決議年月日	平成19年8月29日	平成19年8月29日
権利確定前		
期首 (株)	45	—
付与 (株)	—	—
失効 (株)	—	—
権利確定 (株)	—	—
未確定残 (株)	45	—
権利確定後		
期首 (株)	—	2,100
権利確定 (株)	—	—
権利行使 (株)	—	—
失効 (株)	—	2,100
未行使残 (株)	—	—

	第10回ストック・オプション としての新株予約権	第11回ストック・オプション としての新株予約権
決議年月日	平成21年 6 月25日	平成23年 3 月31日
権利確定前		
期首 (株)	—	—
付与 (株)	—	4, 325
失効 (株)	—	—
権利確定 (株)	—	4, 325
未確定残 (株)	—	—
権利確定後		
期首 (株)	1, 200	—
権利確定 (株)	—	4, 325
権利行使 (株)	—	—
失効 (株)	1, 200	—
未行使残 (株)	—	4, 325

	第12回ストック・オプション としての新株予約権
決議年月日	平成23年 3 月31日
権利確定前	
期首 (株)	—
付与 (株)	2, 070
失効 (株)	—
権利確定 (株)	—
未確定残 (株)	2, 070
権利確定後	
期首 (株)	—
権利確定 (株)	—
権利行使 (株)	—
失効 (株)	—
未行使残 (株)	—

(注) 平成18年12月18日をもって1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第3回新株予約権	第7回新株予約権
決議年月日	平成18年3月22日	平成19年8月29日
権利行使価格（円）	(注) 90,000	167,000
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
決議年月日	平成19年8月29日	平成19年8月29日
権利行使価格（円）	167,000	167,000
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	4,333

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
決議年月日	平成21年6月25日	平成23年3月31日
権利行使価格（円）	169,000	60,000
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	3,147	697

	第12回新株予約権
決議年月日	平成23年3月31日
権利行使価格（円）	60,000
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価単価（円）	—

(注) 平成18年12月18日をもって1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、当該株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された第11回ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は以下のとおりです。

①使用した評価方法 ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	第11回ストック・オプション
株価変動性（注）1	29.18%
予想残存期間	10.24年
予想配当	0円/株
無リスク利率率（注）2	1.23%

(注) 1 類似会社の株価変動性を参考にしております。

2 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

当事業年度において付与された第12回ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。本源的価値は類似会社方式（倍率法）により算定した株式の評価額から新株予約権の行使時の払込金額を控除して算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 144,900千円
- (2) 当事業年度末において権利行使された本源的価値の合計額 — 千円

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

① 第3回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年3月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 75
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 2,814
付与日	平成18年3月30日
権利確定条件	(1)新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場された場合に限り新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成20年4月1日～平成28年3月21日

(注) 1 平成18年12月18日をもって1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

2 付与対象者の区分及び人数は付与日時点のものであります。

② 第7回ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年8月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 107
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 478
付与日	平成19年8月31日
権利確定条件	(1)新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場された場合に限り新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成21年9月1日～平成29年7月31日

(注) 付与対象者の区分及び人数は付与日時点のものであります。

③ 第8回ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年8月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 1 当社外部の事業協力者 6
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 45
付与日	平成19年8月31日
権利確定条件	新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場された場合に限り新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成21年9月1日～平成25年8月31日

（注）付与対象者の区分及び人数は付与日時点のものであります。

④ 第11回ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	平成23年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 4,325
付与日	平成23年4月8日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成23年7月1日～平成33年6月30日

（注）付与対象者の区分及び人数は付与日時点のものであります。

⑤ 第12回ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	平成23年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 2,070
付与日	平成23年4月8日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成25年4月1日～平成33年3月31日

（注）付与対象者の区分及び人数は付与日時点のものであります。

⑥ 第13回ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	平成24年 6 月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 1 当社従業員 4
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 128
付与日	平成24年 7 月 4 日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または監査役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成26年 7 月 1 日～平成34年 6 月30日

（注）付与対象者の区分及び人数は付与日時点のものであります。

（２）ストック・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第 3 回新株予約権（注）	第 7 回新株予約権
決議年月日	平成18年 3 月22日	平成19年 8 月29日
権利確定前		
期首（株）	1, 416	427
付与（株）	—	—
失効（株）	78	14
権利確定（株）	—	—
未確定残（株）	1, 338	413
権利確定後		
期首（株）	—	—
権利確定（株）	—	—
権利行使（株）	—	—
失効（株）	—	—
未行使残（株）	—	—

	第 8 回ストック・オプション としての新株予約権	第11回ストック・オプション としての新株予約権
決議年月日	平成19年 8 月29日	平成23年 3 月31日
権利確定前		
期首（株）	45	—
付与（株）	—	—
失効（株）	—	—
権利確定（株）	—	—
未確定残（株）	45	—
権利確定後		
期首（株）	—	4, 325
権利確定（株）	—	—
権利行使（株）	—	—
失効（株）	—	—
未行使残（株）	—	4, 325

	第12回ストック・オプション としての新株予約権	第13回ストック・オプション としての新株予約権
決議年月日	平成23年3月31日	平成24年6月27日
権利確定前		
期首（株）	2,070	—
付与（株）	—	128
失効（株）	—	—
権利確定（株）	—	—
未確定残（株）	2,070	128
権利確定後		
期首（株）	—	—
権利確定（株）	—	—
権利行使（株）	—	—
失効（株）	—	—
未行使残（株）	—	—

（注）平成18年12月18日をもって1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第3回新株予約権	第7回新株予約権
決議年月日	平成18年3月22日	平成19年8月29日
権利行使価格（円）	（注） 90,000	167,000
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

	第8回新株予約権	第11回新株予約権
決議年月日	平成19年8月29日	平成23年3月31日
権利行使価格（円）	167,000	60,000
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	697

	第12回新株予約権	第13回新株予約権
決議年月日	平成23年3月31日	平成24年6月27日
権利行使価格（円）	60,000	130,000
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

（注）平成18年12月18日をもって1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、当該株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された第13回ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。本源的価値は類似会社方式（倍率法）により算定した株式の評価額から新株予約権の行使時の払込金額を控除して算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- （1）当事業年度末における本源的価値の合計額 536,717千円
- （2）当事業年度末において権利行使された本源的価値の合計額 — 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1) 流動資産		
貸倒引当金	13,255千円	8,799千円
未払事業税	5,410千円	17,593千円
未払事業所税	2,857千円	2,915千円
資産除去債務	10,296千円	4,210千円
未払金	28,622千円	4,790千円
貸倒損失	— 千円	9,648千円
その他	3,701千円	3,245千円
計	64,143千円	51,203千円
(2) 固定資産		
減損損失	19,192千円	19,867千円
契約解除損失引当金	3,801千円	— 千円
加盟店舗買取損	4,747千円	9,119千円
長期前払費用	56,051千円	45,407千円
貸倒引当金	30,929千円	34,106千円
投資有価証券評価損	8,761千円	9,345千円
資産除去債務	32,788千円	37,947千円
ソフトウェア	24,992千円	36,252千円
その他	4,787千円	4,974千円
繰延税金資産小計	186,052千円	197,021千円
評価性引当額	△8,761千円	△9,345千円
繰延税金負債との相殺	△27,331千円	△29,866千円
繰延税金資産純額	149,959千円	157,809千円

(繰延税金負債)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(3) 固定負債		
資産除去債務に対応する除去費用	27,331千円	29,866千円
繰延税金資産との相殺	△27,331千円	△29,866千円
繰延税金負債合計	— 千円	— 千円
差引：繰延税金資産純額	214,103千円	209,013千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.7%	38.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	12.5%	8.6%
住民税均等割	6.0%	2.7%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	9.1%	— %
その他	△0.5%	0.4%
税効果会計適用後の法人税等負担率	67.7%	49.7%

3. 法人税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は20,227千円減少し、法人税等調整額は20,227千円増加しております。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

事業用賃貸事務所及び事業用店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間については1年から15年として見積り、割引率は0.129%から1.854%を採用し、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	84,870千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	36,129千円
時の経過による調整額	1,610千円
資産除去債務の履行による減少額	△15,774千円
その他増減額(△は減少)	12,015千円
期末残高	118,852千円

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

事業用賃貸事務所及び事業用店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間については1年から15年として見積り、割引率は0.129%から1.854%を採用し、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	118,852千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	20,808千円
時の経過による調整額	1,910千円
資産除去債務の履行による減少額	△23,952千円
その他増減額(△は減少)	△121千円
期末残高	117,496千円

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)及び当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、報告セグメントが宅配事業のみであり、当社の業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に存在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する取引で、損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に存在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する取引で、損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当事業年度において、固定資産の減損損失60,350千円を計上しております。また、当該金額は全て「宅配事業」にかかるものであります。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当事業年度において、固定資産の減損損失51,857千円を計上しております。また、当該金額は全て「宅配事業」にかかるものであります。

【報告セグメントごとののれんの償却額と未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	211.80円	285.92円
1 株当たり当期純利益金額	22.41円	69.17円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、平成25年 7 月24日開催の取締役会決議に基づき、平成25年 8 月14日付で普通株式 1 株につき200株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	71,871	230,348
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	71,871	230,348
普通株式の期中平均株式数(株)	3,206,600	3,330,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 5 種類（新株予約権の数7,339個）。これらの詳細は、「第 4 提出会社の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 6 種類（新株予約権の数7,427個）。これらの詳細は、「第 4 提出会社の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成24年 3 月31日)	当事業年度 (平成25年 3 月31日)
純資産の部の合計額(千円)	701,962	958,003
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	3,014	3,014
(うち新株予約権)	(3,014)	(3,014)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	698,948	954,989
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	3,300,000	3,340,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(当社監査役及び従業員への新株予約権の発行)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権の発行について、平成24年6月27日開催の定時株主総会及び取締役会において具体的な内容を決議いたしました。

なお、具体的な内容は以下の通りであります。

会社名	提出会社
付与日	平成24年7月4日
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名 当社従業員 4名
新株予約権の数	128個
株式の種類及び付与数	普通株式 128株
新株予約権の発行価格	無償
新株予約権の行使時の払込金額 及び資本組入額	払込金額1株当たり130,000円 資本組入額1株当たり65,000円
権利行使期間	平成26年7月1日～ 平成34年6月30日

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 新株予約権の行使による増資について

平成25年6月28日に第11回新株予約権4,325個と第12回新株予約権のうち200個について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は次のとおりであります。

(1) 第11回新株予約権行使について

- ①発行した株式の種類及び数 普通株式 4,325株
- ②払込金額 60,000円
- ③発行総額 259,500千円
- ④発行総額のうち資本へ組み入れた額 129,750千円

(2) 第12回新株予約権行使について

- ①発行した株式の種類及び数 普通株式 200株
- ②払込金額 60,000円
- ③発行総額 12,000千円
- ④発行総額のうち資本へ組み入れた額 6,000千円

資金の用途は、ソフトウェア開発資金及び事業拡大に伴う運転資金に充当する予定であります。

2. 株式分割及び単元株制度の採用について

当社は平成25年7月24日開催の臨時取締役会決議に基づき、平成25年8月14日を効力発生日として株式分割を行っております。また、平成25年8月14日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資者層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

- ①分割により増加した株式数
 - 株式の分割前の発行済株式総数 21,225株
 - 株式の分割により増加する株式数 4,223,775株
 - 株式の分割後の発行済株式総数 4,245,000株

②分割方法

平成25年8月13日の最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有株式数を1株につき200株の割合をもって分割しております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式の分割が、前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しております。これによる影響については、(1株当たり情報)に反映されております。

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用の計算

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、当第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
減価償却費	52,578千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成25年6月28日付で新株予約権の権利行使による増資を行いました。この結果、当第1四半期会計期間において、資本金及び資本準備金がそれぞれ137,257千円増加し、当第1四半期会計期間末において、資本金が463,114千円、資本剰余金が366,864千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、報告セグメントが宅配事業のみであり、当社の業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	26円99銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	98,301
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	98,301
普通株式の期中平均株式数(株)	3,641,667
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	平成23年3月31日臨時株主総会決議の第11回新株予約権(ストック・オプション) 上記の新株予約権は、平成25年6月28日に権利行使されたことにより4,325個減少しております。 平成23年3月31日臨時株主総会決議の第12回新株予約権(ストック・オプション) 上記の新株予約権は、平成25年6月28日に権利行使されたことにより200個減少しております。

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、平成25年7月24日開催の臨時取締役会決議に基づき、平成25年8月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

当第1四半期累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は平成25年7月24日開催の臨時取締役会決議に基づき、平成25年8月14日を効力発生日として株式分割を行っております。また、平成25年8月14日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資者層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割により増加する株式数

株式の分割前の発行済株式総数	21,225株
株式の分割により増加する株式数	4,223,775株
株式の分割後の発行済株式総数	4,245,000株

(2) 分割方法

平成25年8月13日の最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有株式数を1株につき200株の割合をもって分割しております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式の分割が、当事業年度の期首に行われたと仮定して算出してしております。これによる影響については、(1株当たり情報)に反映されております。

⑤【附属明細表】(平成25年3月31日現在)

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	647,840	161,838	92,013 注3 (50,953)	717,666	182,826	62,521	534,839
車両運搬具	71,824	2,812	23,381	51,255	40,970	7,715	10,285
工具、器具及び備品	489,127	67,166	55,251	501,042	311,651	89,478	189,391
土地	2,166	—	—	2,166	—	—	2,166
リース資産	45,023	—	2,844	42,178	38,042	9,910	4,136
建設仮勘定	—	30,918	30,918	—	—	—	—
有形固定資産計	1,255,982	262,736	204,409 注3 (50,953)	1,314,310	573,491	169,625	740,818
無形固定資産							
商標権	4,383	4,099	—	8,482	3,918	1,326	4,564
ソフトウェア	384,615	89,752	5,850	468,518	246,766	58,796	221,751
ソフトウェア 仮勘定	2,362	22,453	13,948	10,867	—	—	10,867
その他	1,170	—	—	1,170	—	—	1,170
無形固定資産計	392,532	116,305	19,798	489,038	250,684	60,122	238,354
長期前払費用	24,852	3,200	3,686 注3 (904)	24,367	12,281	6,496	12,085

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	直営事業 (25店舗)	内装設備工事	72,611千円
	本社	電気設備等	56,072千円
		内装設備工事	23,053千円
		電気設備等	10,102千円
車両運搬具	直営事業 (7店舗)	社用車他	1,881千円
	本社	社用車	930千円
工具、器具及び備品	直営事業 (46店舗)	備品及び店舗運営システム	59,044千円
	本社	本社備品及びパソコン等	8,122千円
ソフトウェア	直営事業 (4店舗)	宅配エンジェル	1,210千円
	本社	店舗運営システム等	88,542千円
ソフトウェア仮勘定	本社	店舗運営システム等	22,453千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	直営事業 (15店舗)	内装設備工事	16,630千円
		電気設備等	24,430千円
車両運搬具	直営事業 (25店舗)	社用車	20,708千円
	本社	社用車	2,673千円
工具、器具及び備品	直営事業 (24店舗)	備品及び店舗運営システム	54,741千円
	本社	本社備品等	510千円
ソフトウェア	直営事業 (10店舗)	宅配エンジェル他	5,850千円
ソフトウェア仮勘定	本社	WEBオーダーシステム他	13,948千円

3. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	550,000	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	418,598	343,539	1.3	—
1年以内に返済予定のリース債務	10,904	3,597	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	339,751	567,001	1.3	平成26年～平成30年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	4,964	744	—	平成26年～平成28年
合計	1,324,217	914,882	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務の平均利率については、リース債務に利息相当額を含めて計上しているため、記載を省略しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	174,652	158,652	141,784	86,438	5,475
リース債務	270	270	203	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	129,954	32,974	29,590	11,232	122,104
契約解除損失引当金	10,000	—	6,000	4,000	—

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は一般債権の貸倒実績率の洗替による戻入額であります。

2. 契約解除損失引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は将来の返金可能性の見直しに伴う洗替によるものであります。

【資産除去債務明細表】

本明細に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成25年3月31日現在)

① 資産の部

a 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	55,944
預金	
当座預金	347
普通預金	1,110,225
預金計	1,110,572
合計	1,166,517

b 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社アイデアプラス	84,680
株式会社ライジング	50,109
三菱食品株式会社	48,809
有限会社ラム	40,850
株式会社ファイネスト	34,976
その他	798,640
合計	1,058,066

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
1,008,957	11,679,003	11,629,894	1,058,066	91.7	32.3

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 商品

区分	金額(千円)
釜寅商材(お釜・釜蓋・釜台)	11,659
解凍機	6,160
リトルアーティスト用商材	5,473
その他	8,857
合計	32,150

d 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	
食材	58,612
小計	58,612
貯蔵品	
販促物	23,677
その他	2,908
小計	26,585
合計	85,198

e 差入保証金

相手先	金額(千円)
三菱食品株式会社	300,004
住友不動産販売株式会社	133,914
スターツコーポレートサービス株式会社	16,993
株式会社テンポアップ	7,967
門井不動産株式会社	7,120
その他	98,139
合計	564,139

② 負債の部

a 買掛金

相手先	金額(千円)
三菱食品株式会社	722,344
株式会社DNP中部	49,191
株式会社東通メディア	19,268
株式会社千明社	18,987
オザックス株式会社	16,412
その他	31,933
合計	858,138

b 1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社みずほ銀行	79,389
株式会社三菱東京UFJ銀行	60,000
株式会社横浜銀行	48,770
株式会社東京都民銀行	36,400
株式会社群馬銀行	32,800
その他	86,180
合計	343,539

c 未払金

相手先	金額(千円)
未払給与	221,192
未払社会保険料	55,593
株式会社DNP中部	40,524
株式会社電通	29,085
スターツコーポレートサービス株式会社	27,900
その他	356,227
合計	730,525

d 長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	230,000
株式会社みずほ銀行	140,006
株式会社横浜銀行	117,630
株式会社商工組合中央金庫	38,355
株式会社千葉銀行	25,010
その他	16,000
合計	567,001

e 預り保証金

相手先	金額(千円)
株式会社タキシステム	16,500
株式会社ライジング	14,661
株式会社きらく	12,315
株式会社ライセス	10,843
株式会社ファイネスト	10,500
その他	258,819
合計	323,639

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

第13期事業年度の第2四半期会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の業績の概要は次のとおりであります。

なお、この業績の概要は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく四半期レビューは未了であり四半期レビュー報告書は受領しておりません。

① 【四半期財務諸表】

イ 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間 (平成25年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,127,949
売掛金	857,249
商品	27,867
原材料及び貯蔵品	84,105
その他	305,872
貸倒引当金	△21,844
流動資産合計	2,381,200
固定資産	
有形固定資産	
建物(純額)	512,964
その他(純額)	186,158
有形固定資産合計	699,123
無形固定資産	262,560
投資その他の資産	
差入保証金	565,640
その他	322,996
貸倒引当金	△95,842
投資その他の資産合計	792,794
固定資産合計	1,754,479
資産合計	4,135,680

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成25年9月30日)

負債の部

流動負債

買掛金	672,007
1年内返済予定の長期借入金	248,416
未払金	512,772
未払法人税等	199,353
資産除去債務	1,201
その他	146,409

流動負債合計	1,780,160
--------	-----------

固定負債

長期借入金	471,675
資産除去債務	108,998
その他	317,224

固定負債合計	897,897
--------	---------

負債合計	2,678,058
------	-----------

純資産の部

株主資本

資本金	463,114
資本剰余金	366,864
利益剰余金	627,643

株主資本合計	1,457,621
--------	-----------

純資産合計	1,457,621
-------	-----------

負債純資産合計	4,135,680
---------	-----------

ロ 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
売上高	7,665,742
売上原価	4,117,218
売上総利益	3,548,523
販売費及び一般管理費	3,147,611
営業利益	400,911
営業外収益	
受取利息	1,207
受取手数料	696
その他	641
営業外収益合計	2,545
営業外費用	
支払利息	6,341
その他	1,197
営業外費用合計	7,539
経常利益	395,918
特別利益	
固定資産売却益	24,808
その他	4,025
特別利益合計	28,834
特別損失	
固定資産除売却損	2,452
加盟店舗買取損	4,074
その他	2,546
特別損失合計	9,073
税引前四半期純利益	415,678
法人税等	187,867
四半期純利益	227,810

ハ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	415,678
減価償却費	106,597
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△4,417
受取利息	△1,207
支払利息	6,341
投資有価証券評価損	419
投資有価証券売却損	268
固定資産売却益	△24,808
固定資産除売却損	2,452
加盟店舗買取損	4,074
売上債権の増減額(△は増加)	200,816
棚卸資産の増減額(△は増加)	5,374
仕入債務の増減額(△は減少)	△186,130
未払金の増減額(△は減少)	△178,932
預り保証金の増減額(△は減少)	△7,024
未払消費税等の増減額(△は減少)	△32,010
その他	△109,817
小計	197,673
利息の受取額	757
利息の支払額	△6,560
法人税等の支払額	△200,555
営業活動によるキャッシュ・フロー	△8,684
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△92,741
有形固定資産の売却による収入	49,695
無形固定資産の取得による支出	△57,609
資産除去債務の履行による支出	△9,284
投資有価証券の売却による収入	898
敷金及び保証金の支払額	△11,499
敷金及び保証金の回収額	16,276
貸付けによる支出	△820
貸付金の回収による収入	1,398
長期前払費用の取得による支出	△4,144
その他	△912
投資活動によるキャッシュ・フロー	△108,743
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△190,449
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△2,190
株式の発行による収入	271,499
財務活動によるキャッシュ・フロー	78,860
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△38,567
現金及び現金同等物の期首残高	1,166,517
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,127,949

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から 翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告により行う。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 当社の公告掲載URL http://www.restaurantexpress.co.jp
株主に対する特典	なし

- (注) 1 平成25年8月14日開催の臨時株主総会決議により、1単元の株式数を1株から100株に変更しております。
- 2 当社の株主は、単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成24年4月13日	株式会社 C&Iholdings 代表取締役 松本信彦	東京都台東区寿二丁目1番13号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	江見 朗	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	25	925,000 (37,000) (注)4	所有者の事情による
平成24年4月13日	株式会社 C&Iholdings 代表取締役 松本信彦	東京都台東区寿二丁目1番13号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	松島 和之	神奈川県三浦郡葉山町	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	25	925,000 (37,000) (注)4	所有者の事情による
平成24年4月13日	株式会社 C&Iholdings 代表取締役 松本信彦	東京都台東区寿二丁目1番13号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	渡邊 一正	東京都港区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	25	925,000 (37,000) (注)4	所有者の事情による
平成24年4月13日	株式会社 C&Iholdings 代表取締役 松本信彦	東京都台東区寿二丁目1番13号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	富板 克行	東京都港区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	25	925,000 (37,000) (注)4	所有者の事情による
平成24年4月13日	株式会社 C&Iholdings 代表取締役 松本信彦	東京都台東区寿二丁目1番13号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	水谷 俊彦	東京都港区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	25	925,000 (37,000) (注)4	所有者の事情による
平成24年4月13日	株式会社 C&Iholdings 代表取締役 松本信彦	東京都台東区寿二丁目1番13号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	赤木 豊	東京都港区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	25	925,000 (37,000) (注)4	所有者の事情による
平成25年6月28日	—	—	—	江見 朗	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	2,900	174,000,000 (60,000) (注)5	新株予約権の権利行使
平成25年6月28日	—	—	—	松島 和之	神奈川県三浦郡葉山町	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	250	15,000,000 (60,000) (注)5	新株予約権の権利行使
平成25年6月28日	—	—	—	渡邊 一正	東京都港区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	625	37,500,000 (60,000) (注)5	新株予約権の権利行使
平成25年6月28日	—	—	—	富板 克行	東京都港区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	250	15,000,000 (60,000) (注)5	新株予約権の権利行使

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動 株数 (株)	価格(単価) (円)	移動理由
平成25年 6月28日	—	—	—	水谷 俊彦	東京都 港区	特別利害関係者 等(当社取締役、大株主上位 10名)	250	15,000,000 (60,000) (注)5	新株予約権 の権利行使
平成25年 6月28日	—	—	—	赤木 豊	東京都 港区	特別利害関係者 等(当社取締役、大株主上位 10名)	250	15,000,000 (60,000) (注)5	新株予約権 の権利行使

(注) 1 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1において同じ）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成23年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則本則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。

2 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

4 移動価格算定方式は次のとおりです。

純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

5 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。

6 平成25年7月24日開催の臨時取締役会決議により、平成25年8月13日を基準日として平成25年8月14日付で当社普通株式1株を200株に分割しております。記載内容は分割前の内容を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権
発行年月日	平成24年 7 月13日	平成24年 7 月 4 日
種類	普通株式	新株予約権（ストックオプション）
発行数	200株	普通株式 128株
発行価格（注4）	130,000円	1株につき 130,000円
資本組入額	65,000円	65,000円
発行価額の総額	26,000,000円	16,640,000円
資本組入額の総額	13,000,000円	8,320,000円
発行方法	第三者割当	平成24年 6 月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 3

(注) 1 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日直前事業年度の末日は、平成25年3月31日であります。
- 2 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当を受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
 - 3 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 - 4 発行価格は、類似企業比較倍率法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

- 5 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき 130,000円
行使期間	平成26年7月1日から 平成34年6月30日まで
行使の条件	(1)新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または監査役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は取締役会の承認を得た上で本新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入の禁止

- 6 平成25年7月24日開催の臨時取締役会決議により、平成25年8月13日を基準日として平成25年8月14日付で当社普通株式1株を200株に分割しております。記載内容は分割前の内容を記載しております。

2 【取得者の概況】

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
柳原 博之	岐阜県岐阜市	会社役員	77	10,010,000 (130,000)	取引先の役員
ライドオン・エクスプレス 従業員持株会 理事長 竹 山寛	東京都港区三田三丁 目5番27号	従業員持株会	65	8,450,000 (130,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)
有限会社オフィス・イー・ ワイ 代表取締役 横川一 郎 資本金 3百万円	神奈川県川崎市幸区 北加瀬三丁目23番16 号	コンサルティ ング業	15	1,950,000 (130,000)	取引先
馬渡 あかね	東京都江東区	会社役員	10	1,300,000 (130,000)	取引先の役員
岩部 成善	東京都世田谷区	会社役員	10	1,300,000 (130,000)	取引先の役員
渡邊 茂	神奈川県横浜市西区	会社役員	9	1,170,000 (130,000)	取引先の役員
有限会社ディオコーポレー ション 代表取締役 中井 裕二 資本金 3百万円	東京都千代田区岩本 町二丁目1番19号	コンサルティ ング業	5	650,000 (130,000)	取引先
後藤 和司	岐阜県岐阜市	会社役員	3	390,000 (130,000)	当社代表取締役社 長の知人
鹿野 健二	岐阜県岐阜市	会社役員	3	390,000 (130,000)	当社代表取締役社 長の知人
斉藤 正夫	岐阜県岐阜市	税理士	3	390,000 (130,000)	当社代表取締役社 長の知人

(注) 平成25年7月24日開催の臨時取締役会決議により、平成25年8月13日を基準日として平成25年8月14日付で当社普通株式1株を200株に分割しております。記載内容は分割前の内容を記載しております。

新株予約権の付与（ストックオプション）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
瀧谷 啓吾	東京都世田谷区	会社役員	78	10,140,000 (130,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
大橋 滋	東京都荒川区	会社員	20	2,600,000 (130,000)	当社の従業員
高岡 昭二	東京都八王子市	会社員	20	2,600,000 (130,000)	当社の従業員
門馬 正	茨城県つくば市	会社員	5	650,000 (130,000)	当社の従業員
渋谷 和弘	東京都世田谷区	会社員	5	650,000 (130,000)	当社の従業員

（注）平成25年7月24日開催の臨時取締役会決議により、平成25年8月13日を基準日として平成25年8月14日付で当社普通株式1株を200株に分割しております。記載内容は分割前の内容を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合 (注) 1	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 (株式会社ジャフコ内)	1, 550, 800	31. 07
江見朗 (注) 1、2	東京都港区	1, 331, 400 (320, 000)	26. 67 (6. 41)
有限会社イーエムアイ (注) 1、3	岐阜県岐阜市南鶉二丁目54番地	630, 000	12. 62
松島和之 (注) 1、4	神奈川県三浦郡葉山町	300, 400 (89, 000)	6. 02 (1. 78)
渡邊一正 (注) 1、4	東京都港区	230, 000 (30, 000)	4. 61 (0. 60)
富板克行 (注) 1、4	東京都港区	218, 000 (46, 600)	4. 37 (0. 93)
水谷俊彦 (注) 1、4	東京都港区	143, 000 (77, 200)	2. 86 (1. 55)
ジャフコV2-W投資事業有限責任組合 (注) 1	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 (株式会社ジャフコ内)	137, 600	2. 76
ライドオン・エクスプレス 従業員持株会 (注) 1	東京都港区三田三丁目5番27号	133, 000	2. 66
赤木豊 (注) 1、4	東京都港区	79, 000 (24, 000)	1. 58 (0. 48)
ジャフコV2-R投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 (株式会社ジャフコ内)	51, 600	1. 03
瀧谷啓吾 (注) 5	東京都世田谷区	15, 600 (15, 600)	0. 31 (0. 31)
柳原博之	岐阜県岐阜市	15, 400	0. 31
佐藤剛 (注) 6	東京都台東区	13, 200 (13, 200)	0. 26 (0. 26)
須藤潔 (注) 6	東京都台東区	13, 200 (13, 200)	0. 26 (0. 26)
竹山覚 (注) 6	千葉県市川市	13, 200 (13, 200)	0. 26 (0. 26)
坂口雅通 (注) 6	東京都台東区	11, 400 (11, 400)	0. 23 (0. 23)
姉崎道宏 (注) 6	東京都江東区	9, 600 (9, 600)	0. 19 (0. 19)
佐藤真一 (注) 6	東京都墨田区	6, 200 (6, 200)	0. 12 (0. 12)
眞鍋千明 (注) 6	東京都台東区	5, 400 (5, 400)	0. 11 (0. 11)
大橋滋 (注) 6	東京都荒川区	5, 000 (5, 000)	0. 10 (0. 10)
塚田治 (注) 6	東京都大田区	4, 600 (4, 600)	0. 09 (0. 09)
平西学 (注) 6	千葉県船橋市	4, 200 (4, 200)	0. 08 (0. 08)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
高岡昭二 (注) 6	東京都八王子市	4,000 (4,000)	0.08 (0.08)
岩坂昌 (注) 6	東京都千代田区	3,400 (3,400)	0.07 (0.07)
梅本秀範 (注) 6	東京都板橋区	3,400 (3,400)	0.07 (0.07)
末次正枝 (注) 6	東京都文京区	3,200 (3,200)	0.06 (0.06)
有限会社オフィス・イー・ワイ	神奈川県川崎市幸区北加瀬三丁目23番16号	3,000	0.06
小林幸子 (注) 6	東京都杉並区	2,400 (2,400)	0.05 (0.05)
黒瀬道広 (注) 6	神奈川県横浜市港南区	2,200 (2,200)	0.04 (0.04)
馬渡あかね	東京都江東区	2,000	0.04
岩部成善 (注) 5	東京都世田谷区	2,000	0.04
佐藤利生 (注) 6	東京都調布市	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
松本泰司 (注) 6	東京都新宿区	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
渡邊茂	神奈川県横浜市西区	1,800	0.04
渥美淳一 (注) 6	東京都江戸川区	1,800 (1,800)	0.04 (0.04)
佐々木真也 (注) 6	東京都北区	1,600 (1,600)	0.03 (0.03)
寺沢淳一 (注) 6	東京都墨田区	1,600 (1,600)	0.03 (0.03)
清野敏彦 (注) 5	東京都葛飾区	1,600 (1,600)	0.03 (0.03)
榊原修 (注) 6	静岡県浜松市中区	1,400 (1,400)	0.03 (0.03)
松岡宏明 (注) 6	東京都港区	1,400 (1,400)	0.03 (0.03)
太田潤 (注) 6	千葉県松戸市	1,400 (1,400)	0.03 (0.03)
原島一郎 (注) 6	東京都青梅市	1,200 (1,200)	0.02 (0.02)
福元守 (注) 6	東京都大田区	1,200 (1,200)	0.02 (0.02)
有限会社ディオコーポレーション	東京都千代田区岩本町二丁目1番19号	1,000	0.02
古徳亮治 (注) 6	東京都大田区	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
渋谷和弘 (注) 6	東京都世田谷区	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
緒方伸広 (注) 6	千葉県市川市	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
門馬正 (注) 6	茨城県つくば市	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
伊藤由香 (注) 6	東京都港区	800 (800)	0.02 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
行田幸代 (注) 6	東京都足立区	800 (800)	0.02 (0.02)
三村聡 (注) 6	神奈川県平塚市	800 (800)	0.02 (0.02)
山口一平 (注) 6	埼玉県さいたま市緑区	800 (800)	0.02 (0.02)
山川健 (注) 6	神奈川県横浜市磯子区	800 (800)	0.02 (0.02)
児島輝憲 (注) 6	東京都大田区	800 (800)	0.02 (0.02)
松浦孝浩 (注) 6	静岡県沼津市	800 (800)	0.02 (0.02)
石本大作 (注) 6	福岡県福岡市博多区	800 (800)	0.02 (0.02)
村松昌 (注) 6	神奈川県横浜市青葉区	800 (800)	0.02 (0.02)
藤浪知子 (注) 6	埼玉県川越市	800 (800)	0.02 (0.02)
八木謙一 (注) 6	東京都江東区	800 (800)	0.02 (0.02)
福岡拓馬 (注) 6	埼玉県春日部市	800 (800)	0.02 (0.02)
片野浩 (注) 6	東京都足立区	800 (800)	0.02 (0.02)
阿彦幸治 (注) 6	東京都板橋区	600 (600)	0.01 (0.01)
羽田隆之 (注) 6	大分県大分市	600 (600)	0.01 (0.01)
石塚正拓 (注) 6	東京都板橋区	600 (600)	0.01 (0.01)
長谷川慎一 (注) 6	埼玉県川口市	600 (600)	0.01 (0.01)
迫山純人 (注) 6	福岡県北九州市八幡東区	600 (600)	0.01 (0.01)
濱田貴治 (注) 6	東京都世田谷区	600 (600)	0.01 (0.01)
後藤和司	岐阜県岐阜市	600	0.01
鹿野健二	岐阜県岐阜市	600	0.01
斉藤正夫	岐阜県岐阜市	600	0.01
栗野猛 (注) 6	宮城県仙台市太白区	400 (400)	0.01 (0.01)
栗田知宏 (注) 6	東京都品川区	400 (400)	0.01 (0.01)
原秀和 (注) 6	東京都品川区	400 (400)	0.01 (0.01)
青木誠二 (注) 6	東京都荒川区	400 (400)	0.01 (0.01)
津島良治 (注) 6	東京都北区	400 (400)	0.01 (0.01)
平野健治 (注) 6	東京都品川区	400 (400)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
井戸沼克明 (注) 6	埼玉県川越市	200 (200)	0.00 (0.00)
吉田彰博 (注) 6	神奈川県横浜市港北区	200 (200)	0.00 (0.00)
金子知子 (注) 6	東京都世田谷区	200 (200)	0.00 (0.00)
五関淳 (注) 6	東京都品川区	200 (200)	0.00 (0.00)
江波戸里奈 (注) 6	神奈川県横浜市旭区	200 (200)	0.00 (0.00)
佐藤浩幸 (注) 6	静岡県静岡市駿河区	200 (200)	0.00 (0.00)
大倉真幸 (注) 6	東京都台東区	200 (200)	0.00 (0.00)
田中伸一郎 (注) 6	熊本県熊本市南区	200 (200)	0.00 (0.00)
里島照臣 (注) 6	福岡県福岡市博多区	200 (200)	0.00 (0.00)
澤村勉 (注) 6	大阪府堺市西区	200 (200)	0.00 (0.00)
高村美由紀 (注) 6	東京都世田谷区	200 (200)	0.00 (0.00)
計		4,991,800 (746,800)	100.00 (14.96)

(注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)

3. 特別利害関係者等(当社の代表取締役の二親等内の血族により、総株主の議決権の過半数を所有されている会社)

4. 特別利害関係者等(当社の取締役)

5. 特別利害関係者等(当社の監査役)

6. 当社の従業員

7. ()内は新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

8. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年10月18日

株式会社ライドオン・エクスプレス

取締役会 御中

優 成 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 加 藤 善 孝 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 佐 藤 健 文 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ライドオン・エクスプレスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ライドオン・エクスプレスの平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年10月18日

株式会社ライドオン・エクスプレス

取締役会 御中

優 成 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 加 藤 善 孝 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 佐 藤 健 文 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ライドオン・エクスプレスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ライドオン・エクスプレスの平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年10月18日

株式会社ライドオン・エクスプレス

取締役会 御中

優 成 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 加 藤 善 孝 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐 藤 健 文 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ライドオン・エクスプレスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第13期事業年度の第1四半期会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ライドオン・エクスプレスの平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

